

なぜ今日私がこの芦部先生の憲法の本を持ってきたかという、前の委員会、この質疑の中でも、それは所信の質疑であつたんですけれども、最後にたばこ税の話に関連して税の定義についての議論をしようと思つて、時間がなかつたんですが、今日じっくりしようと思つておりました。

改めて、芦部先生のこの憲法の本に載っている租税、税の定義なんですけれども、ちよつと引用させていただきます。ここに、租税とは、国又は地方公共団体がその課税権に基づいてその使用する経費に充当するために強制的に徴収する金銭給付のことをいうというふうに書いております。

先日は私はほかの文献を引用して、これもあつたんですけれども、国や地方公共団体等が公共サービスを実施するための資源として民間から徴収する金銭その他の財貨・サービスであると。どの文献を見ても、辞書を見ても、大体同じような意味で書かれております。

この定義についてなんですが、改めて認識をお願いしたいんですが、なぜこのように税の定義をされているのか、この意味というのを大臣の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(菅直人君) この芦部先生の租税とはということについては、私も基本的にはこういうことではないかと。つまりは、国とか地方自治体がある使用する経費を国民から徴収すると、それが租税という制度の根幹であろうと、このように考えております。

○愛知治郎君 認識は同じだと思ふんですけれども、だからこそ私は、先日たばこ税についての議論の中で、今回たばこ税の増税をなさるといふことなんです、その目的の中でたばこの消費の抑制、それを国民の健康のためにたばこの消費を抑制するといふ目的で増税するといふ旨、総理も御発言されていたようなんです、元々租税はそういう目的で課税するものではないか、おかしいなと思つて質問させていただいたんですが、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(峰崎直樹君) 私、余り言っていることはそんなに違わないと思つておるんですよ。要するに、たばこを今回増税した目的は何ですかというときに、まさにこれは総理が健康負荷を踏まえた課税にしてみたいと、そのために必要な検討を加えてほしいということでは実は諮問されたわけです。

やはり租税の中で、これは金子宏さんという租税法の権威の方も述べているように、今、菅大臣もおっしゃつたし、今、愛知さんもおっしゃつた租税とは何ぞやということに加えて、収入を得る目的で果たす租税を財政税と呼び、それ以外の経済政策的ないし社会政策的目標の達成を目的とする租税を規制税と呼ぶと、こういうような分類の仕方なども金子先生はなさつておるんですが、そういう意味で非常に税そのものは、基本的には今おっしゃつた点が一義的なんです、社会的な大きな性格を持つておる、そういうことも含めて広い意味での租税というふうにとらえていいんじゃないだろうかというふうに思つておるんですが、私は先日お答えしたときも、そういう観点から今回はそういう、ただし、それは税収が全くなのかということ、非常に税収そのものも結果的には入つてくると、こういう理解だと思つておる。

○愛知治郎君 それも先日お伺いしましたけれども、言っていることは分かりますが、なぜ私がこの定義に固執するのか、何を危惧しているのかというところをお話したいと思ふんですが、ちなみに、租税を議論する上でこれは旧来から我々がやつてきたときの議論なんですけれども、必ず原則のようなものがありました、租税を語るときに、その原則のようなものは今現政権でも踏襲されているのか、また変えるのであればどのような原則に基づいて租税を考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(峰崎直樹君) 愛知議員、それはあれですか、租税の簡素、公平、中立、これは従来私どももよく使つてきた概念ですよ。これは今回、公平さという税の基本原則としてそのまま踏襲す

る、しかし簡素、中立という点を放棄したわけはないんです。これは先日もお話ししたように、税がもう非常に複雑になつておるといふことはよろしくないし、中立というのは、経済的にも余り税がそれを阻害することを少なくしなきゃいけないという点についても、私は今もそれは正しいと思つておるんです。

今回は、それ以上に私たちは公平に加えて納得と透明ということを重視していこうじゃないか。これは、従来はともすればやはり徴税の側に立つた理屈というのが多かつたんじゃないだろうか。むしろそれは納税者の権利ということを少しや、前面上に出していこうじゃないか。

ちなみに、この租税原則というのはワグナーだとかあるいはマーシャルだとかいろんな税の原則というのがあるんですね。ですから、たしかあのアダム・スミス以来、この租税の原則というのは、人によつては三条件があつたり、人によつては五条件があつたり、マックス・ウェーバーは十条件あつたり、そういう意味では非常に多面的です。その中で何を重視するかというのは、その時々で置かれておる状況によつて租税原則というのは、私は何を重視するんだということを前面に出してもいいんじゃないだろうかというふう

に思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

お気持ちには分かりますし、でも逆にそこが私は一番危惧をしておるんです。先ほどの税の定義自体はどの文献を見ても多分皆さん共通の答えをさしていると思うので、基本的には予算の原資である、財源を確保するためというのがベースにあると思ふ。その上で公正、中立、簡素、その考え方があつた上で、またさらに、それは踏襲した上で透明それから納得をより政治的に配慮しながらやつていこうと、その意図も分かります。

今回、租税の透明化法案ということで、峰崎副大臣も前からずっと主張されていたことだし、その意思という考え方自体は私は十分尊重するべきだとは思つておるんですが、その次にある納

得、これも納税者が皆さん納得する、それは理想的な形だと思ふんですが、少なくとも私自身が与党時代にこの税制にかかわつて、これは納税、税だけじゃないんですけれども、すべての政策においてすべての人に納得してもらつたというの

はまず不可能だといふのをつくづく思い知つたんです。

今回の税制もそうなんですけれども、透明にして、その議論、例えば峰崎副大臣は税の、租税の効果であるとか減税の規模、効果、様々な政策的な意味合い、すべてしっかりと検証して、そして表にオープンにしようという最初から議論をし直すというふうにおつしやつておりましたけれども、そんな簡単に割り切れるものじゃないと思つておるんです。私は、税制こそがまさに政治であつて、いろんな利害関係者がいて、その調整を最もしなくてはならない分野の一つが予算と対極を成すこの税制だと思つておるから、こつちを立てればあつちが立たずという話になりますから、そんな簡単な話じゃないと思つておるんです。また、数字で割り切れる話でもないと思つておるんです。

例えば、またこれから消費税のような議論、また環境税ですね、ああいった議論も多分されると思ふんですけれども、例えば富裕層であるとかお金持ちとかそうでない人たちの、その区別たつてはつきりとはないんです、できないんですよ。お金、収入が幾らあるからといったって、支出が多かつたり、家族が大勢いたり、その土地によつても違いますし、一義的にそれは計算することとはできない。だからこそ政治的に解決をして妥協を図つていくんですが、そういう問題というのはそう簡単ではないし、これから多分やられると思ふんですけれども、そういう問題をすべて含めて、多分たばこ税に関して言えば、健康目的という大義がある以上受け入れられるという考えでやられたと思ふんですが、ほかのすべての税制において同じような論理ですべて語ろうと思つと、多分論理は破綻していくと思ふ。通用

しないと思っています。私は、その点についての見解をお伺いしたいと思っています。

○副大臣(峰崎直樹君) 非常に原理的な、重要な指摘を受けているなと思っているんですが、それは、ちょっともしかしたら的外れでいたら教えてほしいんですが、私は、あらゆる万人がみんななるほど公平だと言うものというのは、それはそう多くないだろうと思います。そういう意味で、税やあるいは社会保障や負担を求めるとか、あるいは予算をどこに付けるとか、こういうときには必ずそこに価値判断が入ってくると思っております。価値判断を抜きにして、パレート最適という言葉がございしますが、これは私は余り、社会科学をやる場合に、あるいは税を考える場合にそういう考え方を取るべきではないと思っているんです。それぞれやはり、どういう立場から物を見ているかという価値観がこの問題には私よりも反映してくると思っています。

そういう意味では、今おっしゃられたように、たばこの問題で言えば、やはりたばこを吸いたいと思っている人とたばこは健康に良くないねと思っている人たちの、これは価値観というか考え方は違ってくると思うんですが、やはり広く社会的に見てどちらが今の日本の医療やあるいは健康やこういう問題にとって考え方として多数派かというようなことは、これはやっぱり当然のことながら反対の方はおられるかもしれないけど、多くの方は賛成するところには私は焦点が当たるんだらうと思います。

そういう意味で、価値観の問題、あるいは国民の大多数の人たちが納得している問題、こういうことをやはりしっかりと税というのは従っていくべきじゃないんだらうかなというふうに思っております。

○愛知治郎君 まさにおっしゃるとおりで、政治的な価値判断が入るからこそ私は原則をしつかり守るべきだと申し上げているんです。だからこそ、最低限みんなこの議論をしたときに共通である財源論ですね、これだけは守らなくちゃいけない

いと思っています。でないと議論が收拾付かなくなってしまうから、今後のことを考えて私はあえて何度も申し上げている。

例えば、温暖化対策税、環境税になるか温暖化対策かは分かりませんが、CO₂対策というのを考えたときに、じやどのように課税すればいいの。例えばの例ですよ、CO₂を排出した人たちに課税をしましょうという考え方、一律に課税するとして、それを抑制するために、CO₂を抑制するためにいったら、CO₂を出しているところすべて一律に掛けるというのも一つの考え方じゃないですか。極論を言えば、ヨーロッパでも随分議論されていたらいいんですけど、CO₂を出している人は、人間もそうですし、家畜、牛のCO₂って相当出ているからそれは問題じゃないかと言われているんですけど、そういうところにも同じように掛けていくのか。

多分価値判断がいろいろ入って、いろんな人たちの事情というのを配慮していくと思うんですけど、抑制目的だというふうな議論になると、そういういろんな価値判断が入ってきて議論を複雑にする、それが問題だと思っているんです。その点についてはどう考えていますか。

○副大臣(峰崎直樹君) 非常に何かちよつと私自身も、メタンガスが発生する牛や、あるいは地球の温暖化で例えばシベリアの方が解けてくるとメタンガスが出て大変だとか、いろんな議論を聞いたことがありますが、私は、やはり地球温暖化対策税、環境税というふうな言い換えて構わないと思います。例えばこれは主としてやはり今CO₂というか、これに、二酸化炭素に注目していますよね。もちろんフロンに注目する人もいれば別のガスに注目する人もいますが、多くはやはり今CO₂だ。そうすると炭素、いわゆる課税客体を何選ぶかというときにその炭素の排出量というものに着目をする。これが課税客体になつて、そしてそれをどのようにカウントして、それに単価を掛けて幾らにするというのが、これが基本だと思っております。

ただし、そのことによつて、じやCO₂の排出を完全にそれを抑制をし、また厳しくやっていくんだとすれば、相当高い税率になきゃいけないということが出てくると。そうすると、いわゆるCO₂に着目した環境税をある意味ではある程度取つて、それを実は今度は環境目的に支出するという、そういうやり方を取っている国もありますよね。

ですから、それはやはり政治判断で、ただ、原則的にはCO₂に着目をするというところに恐らくこれからの環境税の議論は進んでいくんだらうと思います。今申し上げたように、そのことだけで完結するのではなくて、他のいわゆる補助金だとか課徴金だとか、そういったことといわゆる連携しながら、環境目的というものをできる限り実現していくというふうになつていくのではないんだらうかというふうな思っています。

○愛知治郎君 もう今これだけの議論でも相当複雑になつてきていますし、だからこそ私はシンプルに何と何度も申し上げているんですが、

ちなみに違ふ話で、鳩山政権におけるスタンスですね、ちよつと心配なんです。先ほど副大臣がおっしゃられたとおり、透明、納得という考え方が多分それは政権でも基本的な考え方に通ずるんだと思います。情報公開を進めていって、事情をしつかり国民に説明をして、最終的にその議論の過程も公開した上で納得してもらう、基本的な姿勢だと思っております。

私は、ちよつと違ふ分野ですけども、普天間の問題があります。あの問題をこじらせたのはそういう考え方に基づくんじゃないかと思つています。姿勢はいいと思うんですけど、いろんな議論、候補地が、いろんな候補地があつて、いろんな議論をちゃんと国民の前にオープンにするという姿勢はいいと思うんですけども、それじゃ解決できないんですよ、非常に難しい。逆に、ちよつと違ふ話ですけども、三月中にそういう提示をするということをおっしゃられたそうなんですけれども、逆にその中身はオープンにしなくなつ

た、今回はですね。

というのは、やはりすべてを公開してその都度議論をすれば物事が進むかという、逆になることも非常に多い。政治というのはそういうものだと思います。政治というものはそういうものだと思います。その点、御理解をいただけているでしょうか。もう一度、御答弁いただきたいと思

○副大臣(峰崎直樹君) ちよつと普天間問題は私なかなかコメントする立場にないんですが、公開というものを、つまり私はやはり国民に対する説明責任だと思つています。と同時に、民主党政権でいわゆる透明というものを重視したというのは、率直に申し上げて旧与党税調、自民党税調ですけれども、こうして国会で答弁しない方が実は物事を最終的に決めておられる。これは実は、つまり物を決める人と責任問われる人が一致しないと私は民主主義としてはおかしいんじゃないんだらうかと、こう思つて、この点を実は透明度ということと言っているんです。

それはなぜかという、野党議員はこういう質問をして、それが職務権限がなくても、質問をしたことでもしこれが利害に絡んでいたりした場合には犯罪で問われるんですけども、こういう御党で今までやっておられた方々は、実は自分で決めて、実質上の決定権はあるけれども権限はない、職務権限はないという形で実はそこが遮断をされる。そうすると、そこではいわゆる取崩罪とかそういうものが成り立たない。こういう問題を私は秘めているがゆえにこういう仕組みは変えた方がいい。

私は何も、愛知議員、何か何まですべてオープンにしろと言っているわけじゃないんです。基本的にはそういう責任と権限を持った人を一致させて、そして国会の場でこうして議論するとき、これはどういうふうにして決めたんだとか、この考え方は何なのかということをやつとやつぱり答弁できるかどうかということが私は極めて重要だということに思つて、透明という点を非常

に重視したということもあるわけであります。

○愛知治郎君 今の話を聞いてみると、そのままだ一言を返したいと思うんですが、責任を持つている方と実質的に決めていく方がずれているというの、今の民主党さんじゃないでしょうか。私は、そこが非常に、例えばこれから私が今日議論しようと思つていた暫定税率の話があるんですけども、そこは、今の御答弁にあったように一致させたいというのは当然だと思ひますし、是非やつていただきたいんですが、見えにくい部分が多々今の民主党政権にあるんで、逆にそこを指摘させていただきたいというふうに思ひます。

さて、せっかく今その話が出たので、早速今日のメインテーマというか、議論させてもらいたかったガソリン税等の暫定税率についてお尋ねをします。

御承知のとおり、二年前、ちょうど二年前ですね、この財政金融委員会でも取り上げられたというか、結局、繰り返しになりますけど、一度も審議もしなかつたんですが、その暫定税率が大きなテーマとなつておりましたが、そもそも二年前、民主党さんはそのとき第一党でした。我々はそのまま審議をして結論を出そうと思つたんですが、それができないで失効をしてしまいました。その暫定税率、なぜ失効させたんですか。

○副大臣(峰崎直樹君) これは、当時は平成二十年において平成二十九年までの十年間の税率が定められたわけですが、これは平成十九年度に検討された十年間の道路整備計画案を根拠にしており、その後、道路特定財源制度が廃止をされましたね、福田内閣のときに、それを踏まえて、来年度税制改正において廃止することにしたわけであります。

一方、地球温暖化を防止する観点で、非常に厳しい財政事情あるいは原油価格が現在安定しているということも踏まえて当分の間は措置をしたわけでありまして、あの二年前の段階においては非常に価格が高騰しておると。そして、我々は、その前の参議院選挙のときにも暫定税率というのは

やはりこれは廃止すべきじゃないかと、一般財源にしたらやっぱり廃止すべきじゃないかという我々は考え方を持っていたわけでありまして、そういう意味で、その後、また情勢は変わってきておりますが、あの段階においては私たちがそういう考え方で、一か月間ではありませんでしたけれども、暫定税率を事実上失効させたということだと思ひます。

○愛知治郎君 今様々なことをおつしやられておりましてけれども、まず価格高騰については総理も答弁されましたから、非常に高騰したから下げるといふ話ではありましたが、ちよつと違うテーマから。

さつき温暖化の話がありましたけれども、地球温暖化対策の一環としてやはり抑制効果はあるということとで今回は維持するというのを答弁されたと思うんですが、二年前のあのときに地球温暖化問題って問題じゃなかつたんですか。事情変わったんですか。地球環境、どれだけ変わつてい

○副大臣(峰崎直樹君) 実は、地球温暖化問題というものの問題は、ずっともちろん継続しているわけですが、ですから、私たちがマニフェストの中には地球温暖化対策税ということはずつと言い続けてまいりました。問題は、私たちが非常に大きな問題として更に考えなきゃいけないのは、昨年のやつぱり鳩山アジェンダですね、国連総会で、やはり九〇年比二五％削減ということを全面に打ち出されました。これを実現していくためには、やはり何らかの経済的な措置というのが必要になるぞと。そうすると、これはやはり我々としては

しつかりとそれを踏まえながらこの環境税の導入ということが私たちが一つの要因としてあつたというふうに申し上げていいと思ひます。

○愛知治郎君 いや、マニフェストでも言つてなかつた突然の二五％と言われたのでびっくりはしたんですが、あのときだって地球温暖化は問題と

いえば問題だつたんですよ、それは、目標を出

す云々以前に。やはり環境問題考えていかなきゃいけない。事情は変わつていないんですよ。政権の姿勢としては二五％という目標を打ち出していくというのはあるかもしれないですけども、事情は変わつていないと思ひませんか。

○副大臣(峰崎直樹君) 実は、この暫定税率問題を考えるときに、我々は、絶えずもう一つの要因として、じゃこの地球温暖化対策税、これを組み替えていくのにどうしたらいいかという議論が実はあつたわけなんです。我々は、これは暫定税率は廃止をする。つまり、一般財源化したんだから、道路目的のために、造るということについてはこれはないんだから、これは理屈上は一回は廃止するの当然だろう。しかし、そうはいつても、これは、今申し上げたように、環境目的という点で、これをじゃ下げるということが本当にいいんだろうかというこの議論もずっと実はあつたわけなんです。

ですから、それが昨年の鳩山アジェンダを通じて、よりこれは現実の問題として考えなきゃいけない。そして、それはやはりできる限り、これは新聞なんかでもそうなんです、どの社説を見ても、暫定税率を下げるんだつたらそれと例の環境税の導入は同時期にすべきだという意見がほとんど、これはほとんどの社説がそうだったんじゃないでしょうか、論説が。そういう意味で、私たちは、そのこともやはりある程度年末においては判断をすると、それは背景にあつたと思ひます。

○愛知治郎君 多分、峰崎副大臣は御存じないと思うんですが、私、初当選のときからそういう話しているんですよ、環境目的にしつかりと検討し

ています。あのときからもう暫定税率の話ありましてから、それは、ただ、あの二年前というのはそういう議論すらしなかつたんです、全く。審議すらしていないんです、この国会において。なぜです

か。

かしたら委員長やつていたかもしれないし、筆頭理事やつていたかもしれないが、ちよつともう一回、どんな経過をたどつたのかちよつと定かには頭に入つていませんので、もし、教えていただければと思ひます。

○愛知治郎君 参考資料をお配りしておりますけれども、ちよつと御覧になつていただきたいと思ひます。

両院議長あつせんということでもあります。いろいろの方がサインをされておるんですが、一番、平成二十年一月三十日ですね、総予算及び歳入法案の審査に当たつては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行った上で、年度内に一定の結論を得るものとするという文書であります。ほか

る書いておりますけれども。

この文書の下で、私の記憶が確かならば、そのとき峰崎副大臣は委員長でした。委員長でした。こ

ういつた取決めがあつたにもかかわらず、一度も審議されてい

ないと思ひます。御記憶にあるかどうか分らないですけども、改めて認識を伺ひま

す。

○副大臣(峰崎直樹君) 私が委員長をやつていま

したかね。もしかすると、私が委員長をやつて、そして国会でこの法案とか税法含めた予算案の関

連質疑というのは、これは必ず開いてやつてい

はすだと思つたんですが、それは恐らく三月の年度

末を越えてしまつたのかもしれないと思ひます

が。

○愛知治郎君 年度内、三月中ということでは

ね、この年度の。私はやつていないというふう

に記憶をしております。

○副大臣(峰崎直樹君) ここに年度内に一定の結

論を得るものということ、これについては年度内

には恐らく結論を出せなかつたということだろう

と思ひます。そのときの理由というのはちよつと

私も定かに覚えておりませんが、要するに、この

約束はありながらも、この約束が履行できない何

らかの事情があったのではないかと推察をします
が、ちよつとそれは定かには、私も当時の記録を
全部つかんでみないといけないと思つておりま
すし、各国対間のいろいろな事情があつたんだらう
というふうに思います。

○愛知治郎君 いろいろな事情があるかもしれない
ですけれども、それは主張が食い違つてゐるんだ
と思ひますが、少なくともこの議長あつせん案が
あつて、それが守られずに、一度も審議されず
に、結論も得なかつたということだけは事実とし
て残つてゐるんだと思ひます。

もう一つ、先日国会の質疑の中で、これは総
理が答弁してゐるんですけども、私が、この暫
定税率、なぜ一度も審議をしていないで、なぜ審
議拒否をしてまで暫定税率部分を反対、失効させ
たのでしょうかという質問をしたところ、まず、
二年前になぜ審議拒否、総理がですね、二年前に
なぜ審議拒否までしたのかということでありま
す。やはりこの時代、異常に高騰したガソリンに
対して、せめて暫定税率分だけは下げようではな
いかという答弁をされてゐますから、審議拒否を
したというのは認めておられるんですね。どう
ですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 総理がそのように答えら
れておられるとすれば、総理自身がそういう認識
を持つておられたのかもしれないが、私自身は
絶えず両方の理事の皆さん方へ呼びかけて、そし
ていわゆる税法の審議でありますから、当然重要
な審議を進めていこうじゃないかという立場に
あつたことは間違ひありません。しかし、結果と
してはこの年度内ということ自身が実現できて
いなかったということについては、事実としてそ
れはできていなかったということだろうというふ
うに思ひます。

○愛知治郎君 この資料は両院議長のあつせん
なんです。で、議長の下に委員長はいるわけだ
から。そして、議長がちゃんと一定の結論を得よ
うということであつせんをしてゐるんですよ。そ
れなのにもやらなかつたということが一つと、ま

た、ここに署名がありますけれども、当時の幹事
長は現総理である鳩山由紀夫幹事長でした、その
当時、が審議拒否ということだとして認めておるん
です。つまり、これは事実として、やはりいろんな
価値観の差はあるとしても、審議をしないという結
果的にこの法案を、暫定税率を失効させたというこ
とだと思ふんです。どうですか、峰崎副大臣。

○副大臣(峰崎直樹君) ちよつと済みません。
今、当時の理事さんにちよつと事情を聞いていた
ので、改めてもう一回、ちよつと済みません。筆
頭理事やつておられたのでその当時の経過を今メ
モでいただいたので、ちよつと耳に今の質問が入つて
いなかったの、もう一度済みません、愛知さ
ん、申し訳ありません。

○愛知治郎君 与党として半年たちましたけれど
も、いろいろな事情があつて不慣れなところもある
んでしようけれども、そこはしっかりと、お疲れ
でしようけれども、対応していただきたいと思ひ
ます。

改めてもう一回申し上げます。
当時、峰崎副大臣は委員長でした。そして、こ
の文書は両院議長のあつせん案であります。で、
議長の下に委員長というのは負託を受けて委員会
をやつてゐるわけですね。だから、あつせんが
あつたのであれば審議しろということだと思ひま
す。また、当時、ここに署名にあるとおりに、民
主党の幹事長は現総理であります鳩山由紀夫当時
民主党幹事長でした。その幹事長が審議拒否とい
うことでお認めになつて、そして実際に審議がさ
れなかつたということなんですけれども、その認
識を改めてお伺ひしたいと思ひます。

○副大臣(峰崎直樹君) 結果的に年度内にできな
かつたという事実は、これはもう本当に冷感な事
実であり、私も両院議長のあつせん案を受け止め
て議事を進めなさいいけない、公平公正でないけ
ればいけない委員長として、これが実現できな
かつたという責任はあると思ひます。
ただ、今、先ほど来申し上げてゐるように、い
ろんなこれは国会内の経過があつて、そして我々

財政金融委員会の議事というのはそれ自身が単独
であつたわけではないわけです。その意味で、
様々な要因によつてできなかった事実ということ
については、私はやはり、私自身のもちろん委員
長としての責任は今申し上げたようにあると思ひ
ますが、しかし、今申し上げたような理由で率直
にこれが年度内にその採決をすることができな
かつたということだけは申し上げておきたいとい
うふうに思ひます。

○愛知治郎君 それで到底、先ほど透明、納得と
いう話がありましたけれども、納得できる答弁で
はないというのがまず一つと、いづれにせよ、切
れさせたいんですよ、失効させたいんですよ、無理矢
理、これは、数の力をもつて、それだけの理由が
あつたんでしようか。

先ほど、ガソリン価格が高騰と言ひましたけ
ど、地球温暖化の問題は同じですよ、今も。私
が今問題にしているのは、あのときの事情と今の
事情で、あのときあそこまでして切れさせたの
に、今回はなぜ維持するんですか。そのことをお
伺ひしたかつたんですけれども、分かつてます
か、切れさせたいんですよ。その見解をまずお伺
ひしたいと思ひます。

○副大臣(峰崎直樹君) 先ほどから言つてゐるよ
うに、国会の対応の中で、これは私の委員会の中
で物事が進んでいったということについては、今御
指摘の点があつたのかもしれない。
私は、だから、そういう意味で、ただ、あの段
階と今度延ばしたのはなぜですかということにつ
いては、総理も答弁されてゐると同時に、財政事
情もあつたでしょう。さらに、地球温暖化対策と
いう面では、ある意味では去年の九月の国連総会
における鳩山アジェンダがあつた。さらに、原油
価格があつた当時、たしか二十年の四月段階はリッ
ター百八十円ぐらいまで上がつてゐたんじゃない
でしょうか。相当高く上がつておりました。
その意味で、暫定税率分の二十四円三十銭を下
げること自身は非常に国民にとつて大変重要なこと

だという、ある意味では、先ほど総理の発言とし
て、答弁として出されたことについては、その当
時においてはいわゆるガソリン値下げ隊というよ
うなところまで運動論としても提起してきたと
いうのは御存じのとおりだろうと思ひます。

○愛知治郎君 ちゃんと国益を、温暖化の問題を
考えて行動するんであれば、確かにガソリンの価
格は変動しますけれども、世界的な事情ですよ
ね、それは。そういう事情というのはいつでも変
わるし、残念ながら金融関係の投機で高騰したと
いう事情はあるかもしれないですけども。
だったら、逆に温暖化の視点もあるんだつた
ら、そのときこそ、今エコカー減税とか補助金と
か、そういった産業を育成しようということ、
また現鳩山内閣においても環境産業は育成しよう
ということでおつしやられてゐるわけですから、
なぜあのときは違う議論をしてゐたんですか。取
りあえず抑えようということと切れさせたとい
うことなんですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 我々は、もう一度思い起
こしていただきたいんですが、道路特定財源を一
般財源化しよう、そして一般財源化する以上は暫
定税率分というものはこれは当然早く廃止すべ
きだ、元に戻すべきだという考え方をずっと一貫し
て主張してゐたわけですよ。
そういう意味で、そういう流れの中でたまたま
価格が、たしかWTIの価格で非常に高騰して
おつたと。その高騰してゐた中で、じゃ、それは
早く国民の皆さん方に価格が高騰してゐるときは
暫定税率を下げさせようじゃないかと、こういう
実は我々としては考え方が民主党内では非常に強
かつたということだろうと思ひます。

○愛知治郎君 ちよつと徹底的にやりたいんです
が、違う視点で、今日また配付させてもらつた資
料の一つに民主党さんのマニフェスト、四番目の
項目、四と書いてあるこのマニフェストがありま
すけれども、ここではしっかりと書いてあるん
です。ね、上の方に、中段ですか、ガソリン税などの暫
定税率は廃止し、生活コストを引き下げますと。

これは去年の段階で、衆議院選挙で国民の皆さんに明示をして、マニフェストに載せて公約した話ですよ、これは、生活コストを下げますと。

二年前の状況でもそうだったのであれば、去年の段階でも同じことを言っているんですよ、生活コストを下げましようということ。なぜやらなんでしょうか。

○副大臣(峰崎直樹君)　ですから、これは昨年の年末の税制改正、予算編成の中において、総理も先日おわびをされると同時に、これについては今回では実現できなかったということのおわびをしたわけでありますが、できなかった大きな理由というのは、一つはやはり財政事情というのが非常に一

つ大きな要因だったと思いますし、また地球温暖化対策税をこの一年の間に、昨年末に温暖化対策税が制度設計されて、そしてそれが暫定税率等の対応を含めてきちんと同時に動けばよかったわけですが、それもなかなか直ちに温暖化対

策税の制度設計というのが、関係者、利害関係を
持っている人がたくさんおられるわけですから、
そんなに安直につくつちやいけないということと
で、それは一年掛けてしっかり議論をしていこう
という、ある意味ではこの間、暫定的に今、旧暫
定税率分については存続をさせていた、だいてい
る、こういうことでございます。

○愛知治郎君　今のお話でもおかしいんですけれども、暫定的な措置と言っていましたけど、あの当時だって暫定的だから問題、暫定は何十年も続けてきて問題だって言つてなかったですか。おかしくないですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 道路目的のために置いている上に、これ一般財源になった以上は暫定税率というものについては、これは道路目的のために、造るためにやつた上に上乗せしているんだから、理屈上これは一般財源にしたら合わないですよねという意味で私たちは暫定税率廃止ということをやっていたわけです。

それは暫定税率じゃなくて、これはもう暫定という名前は外したわけですが、その税率分はいわ

ゆるこれを暫定的にもう一年間は延ばしましょうと、こういうことを言っているわけですから、その暫定の意味がちよつと違うわけであります。

○愛知治郎君　どこが違うんですか、暫定的な措置というのは同じですよ。あのときも同じような言い方をしていたんですよ。

○副大臣(峰崎直樹君) 暫定税率というのは、いや、かつては道路特定財源の目的の下に、道路を造るというその目的のために上に暫定税率が乗っかっていったわけでしよう。それを一般財源にした以上はこの暫定税率分は廃止をしましようにということで、そういう意味での暫定税率はなくなったわけです。

問題は、今度は一般財源になった部分について、これを本来は下げたけれども、これは地球温暖化対策税の関係もあり、暫定的にその税率部分だけは延長させていただきますよと、こういうことを言っているわけであります。

○愛知治郎君 あのとときも、福田内閣において一般財源化ということで話し合われたんですね。そのときに無理やり切れさせたんですね。同じじゃないですか、事情は。

○副大臣(峰崎直樹君) いや、それは後じゃないですか。一般財源化したのはその後だと思いますよ。そこはちょっと時間的には私はそういうふう
に認識していますが。

○愛知治郎君　もう一つこれに書いてあることな
んですけれども、先ほどこのマニフェストを引用
した理由なんですけれども、その下の方にもある
んですけれども、地域を再生させる政策と書いて

ありまして、その中に、ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率を廃止し、二・五兆円の減税を実施しますと書いてあります。この点についてはいかがですか。

○副大臣(峰崎直樹君) これは、まさに二・五兆円分が、暫定税率分があつたわけですけど、それを廃止すると。自動車が一番使っているのはどこだろうか、例えば、私の記憶では富山県だつたと思いますが、非常に田舎に、地方に行くとき

がもう足になつていゝという意味で、そうすると、道路関係、自動車関係の諸税で非常に負担を強いていることが、これを、暫定税率を廃止する

ことによつて地域の、地方の方がそれを恩典を受けるんじゃないんだろとかと、こういう私たちには推定をしたわけでありませう。むしろ、都市部の方がそういう自動車は自家用車とかそういうものの利用の度合いが低いと。こういうことで、より地域社会の方でその恩典が行くような形にしたということでございます。

○愛知治郎君 いや、だから、なぜやらないんですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 先ほど申し上げたとおりでございます。鳩山総理自身もこの暫定税率の廃止の問題については率直におわびを申し上げるということ、先ほど論点を申し上げたとおりで、これは繰り返しませんけれども、申し上げたとおりでございます。

○愛知治郎君　では、あの当時はそういった問題があつたからという理由で無理やり審議もせず、暫定税率部分を切れさせて、今は、政権を担つていろいろな事情、財源も含めて様々な事情に氣

が付いて、今の事情を勘案してやはり維持しようということですか。

○副大臣(峰崎直樹君) もし後で、政権を担当さ

れて、菅大臣の方からも補強してもらいたいんですが、私どもは政権を担当してみても、やはり生きた経済がどう動いてくるか、リーマン・ショックの後、あるいはドバイ・ショックだと様々な間

題が起きてくるし、そういうものを絶えず我々は意識していかなくやいけない、そうした中で税収がじやどの程度見込めるんだろうか、我々がこう考えていた以上になかなか難しいところもあったかもしれない、そういったことを全部勘案してこ

ういった判断に立ち至ったということでございます。

○愛知治郎君 同様の質問を菅大臣に、じゃお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 今の議論をずっと聞いて

おりまして、私も当時何をやっていたかなということいろいろな考えておりましたが、たしか民主党の中で道路特定財源を廃止をやっておりまして、いかにして道路特定財源を廃止に追い込むかということで、宮崎などにも出かけて東国原知事とも大分議論をし、また、たしか自民党を中心とした集会がどこでしたかありまして、麻生知事ですね、福岡の知事が知事会でやられた会合にも私、民主党を代表して出かけまして、大変なやじをいたいただきましたけれども、この道路特定財源廃止をすべきだということの論陣を張ったりのをよく覚えております。

愛知さん、いろいろな観点から言われておりますが、私は、道路特定財源廃止というのはまさにコンクリートから人への象徴的な、それにつながる政策であつたと思つております。道路特定財源の細かいことは言いませんが、少なくとも五年なり十年ごとにそれこそ延ばして延ばして延ばし

て、そして、たしか最終的には十年間で五十九兆円ですが、五十九兆円の道路特定財源を十年間に道路だけに使うんだという、そういう政策を更に続けようとしたので、これは財政配分としてもおかしいということで、道路特定財源をいかにして廃止に追い込むかということを運動的に担った。道路財源の本部長を私がやっておりました。

ですから、先ほど来の議論の中で、もちろん今の暫定税率の問題に関係はしますけれども、少なくともあの時点における最大の争点は道路特定財源の是非だったんですよ。だから、東国原さんも道路特定財源は残せと言いました。ほとんどの知

事、市長が残せと言ったんです。なぜ言ったかと。国土交通省の手が入っていたからなんです。つまりは、国土交通省がそういうことをやらせたんですよ。（発言する者あり）いや、それはもう全部はつきりしていますから、もう御存じのはずなんです。

私は、だから、今度の政権交代の起きる直前に国土交通省の次官始め数人と話をする機会がありましたから、イギリスの政治制度を調べた後でし

だから、あなた方がもしそういうことをやりたいんだって大いにやってくださいと、しかし、そのときには国土交通党という党をつくって選挙に出て主張するんらいけれども、事務次官のまそんなことを言うようだったら即、首ですよということも言っておきました。そういう、あのときの最大の論点は道路特定財源をどうするかという問題だったんです。

そして、せっかくですから今のこともお話ししますと、今のこの暫定税率をめぐる問題は、先ほど峰崎さんから何度もありましたように、確かにマニフェストについては実行できないところがありましたので、総理が理由を述べて謝られました。その中にも含まれていますけれども、私たちのたしか税調の考え方では、環境税の議論を、場合によっては暫定税率は下げるけれども環境税を入れるということを同時にやれないかという議論もいたしました。しかし、さすがにこの環境税あるいは炭素税と呼ばれるものを数か月単位で合意を関係業界を含めて得て入れることはとても難しい、やはり最低限一年は議論をしなければいけないだろうということで、そういう意味で、暫定という言葉がいろいろに使われていますけれども、今回、税率だけは元の税率とほぼ同じようにしていたのは、たしか当面という言葉が入っていると思います。その当面の意味は道路特定財源のときの当面とは全く意味が違っていて、来年に向けて環境税の議論をする、そしてそれを導入するときには当然振り替わりのようなことも考えられますので、そういうことも含めて当面という言葉を入れているということも是非御理解をいただきたいと思っています。

○愛知治郎君 全く理解はできません。今おっしゃられましたけれども、あのときに特定財源が問題だという話されましたね、今、ちよつと答弁長かつたので、いろんなテーマ御答弁されたので、一つずつお尋ね、改めてほしいと思うんですけれども。

特定財源に関して言えば、私の記憶では、福田

内閣は一般財源化するということで、（発言する者あり）いや、あのときにもう交渉で、公党同士のお話し合いをして、一般財源化するということを前提に暫定税率部分は今回は失効させないでくれと、しっかりと結論を出してくれという交渉していたと思うんですけれども。違うんですか。

○国務大臣（菅直人君） ちよつと当時の時間を見なきゃいけません。小泉内閣が終わった後、たしか安倍内閣になっておりましたから、私が少なくともその道路本部長をやっていたころは、まさに十年間の延長をして、五十九兆円を道路特定財源で使うんだという時期だったから、（発言する者あり）いやいや、使うという議論がそのまま残っていましたから。だって、そういう法改正をやったじゃないですか。十年間の延長の法改正をやったじゃないですか。ですから、そういう意味では、私が少なくとも先ほど申し上げた道路本部長をやっていたときには、道路特定財源の五十九兆をそのまま十年間今後使うんだというその考え方はおかしいということをやったわけでありまして、たしか福田内閣が閣議決定されたのは、少なくとも私がその活動をやった宮崎などに行つたときよりはかなり後で、しかもそれは、閣議では決定されましたけれども、法改正はされなかったはずですよ、たしか。

○副大臣（峰崎直樹君） 今大臣がおっしゃったように、この道路特定財源がどのようになったかといひますと、これをいわゆる一般財源化をするということについての閣議決定はちよつと二十年の五月十三日ですよ。ですから、大臣がおっしゃったように、運動本部長をやっておられるころはまだこれは、言葉では出されていたかもしれせんけれども、いわゆる五月十三日ですから、暫定税率が切れて、また元へ戻つたときに閣議決定されているということでございます。

そして、それが法律的に一体どうなつたかという、それは十二月八日に、政府・与党合意、道路特定財源の一般財源化についてということで、その年に実は改正されたというのが正式な経過で

ございます。

○愛知治郎君 今の議論はしっかりと整理をしながらいかなければと思うんですが、少なくとも一般財源化をする、さっきの特定財源が問題だから、じゃ一般財源化しましよう福田内閣で約束をした。そして、最終的に実行したということだと思ふんです。民主党さんは、この文書でしっかりと合意をしたにもかかわらず、この約束は守っていないんです。我々はしっかりと守つてその結論を出したということですから、今、今の議論も改めて整理をして、やり取りを開き逃したところもありますから、議事録も精査して改めてやりたいというふうに思います。

いづれにいたしましても、ちよつと時間がなくなりまして、同僚議員が質問できればそういうことをまた質問させていただきたいと思うんですが、今回の措置についてお伺いをします。

暫定的という言葉が錯綜しておりますけれども、当面取るべき政策ということで、税率は実質的に維持ですね。

一つは、これについて、先日の委員会でも申し上げましたけれども、私の友人なんか本当に怒つていて、だまされたというふうに言つておるんですが、その実質的な維持の手法、どのような形でやられるのかお伺いしたいと思います。

○副大臣（峰崎直樹君） もう先ほどこれ菅大臣がお答えしたと思うんですが、これは、いわゆる自分の間として措置される税率の見直しも含めて、これ地球温暖化対策税に振り替えていくということ、これは平成二十三年度実施に向けた案を得るべく更に検討を進めるということを規定しているわけです。

そういう意味で、今回維持されることになつた税率の在り方はこの地球温暖化対策のための税に関する検討の際に併せて検討すると、こういうことで私は一応お答えしましたから、それでこの秋の、再来年度の税制改正に向けてこの年末にはこの問題についての方向性が出されるというふうな理解をしていただければと思うんです。

○愛知治郎君 私もう冷めて冷静に議論しようとは思つておるんですが、いろんな思いもございまして、なかなかそういった議論ができない、コントロールができない部分でもあるんですが、ちよつと、議論を進めるために次の議論に進みたかつたんですけれども、一個だけ確認をしたかつたんですね。

もう一個の資料をお配りをさせてもらいました。武藤日銀総裁に反対という資料なんですけれども、これは西岡参議院議運の委員長がお話しされたことが新聞記事になっていたものなんですけれども、結局、日銀の総裁人事に関していえば、人物云々ではなくて、当時の政治的事情で同意をしなかつた旨書いてあるんですが、実はあの当時の国会の対応として、少なくとも日銀の総裁人事についてはこのような対応をしたと、これは大変な問題だと思ふんですけれども。

それに加えて暫定税率部分、今の論理もはつきりしないんですけれども、もしかして政策的な意味合いではなくて、政局的な目的で我々の政権を揺さぶるためにやつたのではないかとこのふうにして思っているんですけれども、図らずも先ほど菅大臣が、この暫定税率が問題、まあ特定財源が問題とは言いましたけれども、議事録見れば分かるんですけれども、暫定税率部分を廃止に追い込むという言い方をしているんですけれども、全く政局的な目的でやられたんではないんですか。

○国務大臣（菅直人君） 暫定税率を廃止に追い込むのではなくて、道路特定財源という制度を廃止に追い込むということですよ、ずっと言っているのは。ですから、コンクリートから人へという今の政権の方向性と基本的に一致したということを示し上げたんです。

先ほど峰崎さんが言われたように、道路特定財源ということ的前提として暫定税率が上乗せされているというのが、一応そういう形で業界に説明がかつて長い間されてきた経緯があるものですから、やはり道路特定財源をやめた時点で暫定税率も少なくともいつた人は下げるのが筋だろうと

いうことを言っているわけで、私が申し上げた大きな趣旨は、この特定財源というもののそのものも問題ですが、今ダムの問題とか飛行場の問題とかいろいろ問題になっていますが、何といつても道路が一番大きい財源ですから、大きいそういう意味での公共事業ですから、そういう意味でこの道路特定財源制度をやめるべきだという、そういう趣旨で運動をしたということはそのとおりです、それは政局というよりはまさに大きな政策課題だと思っております。

○愛知治郎君 ところで、あのときに暫定税率は失効しました。自治体、特に自治体等なんですから、歳入欠陥が発生をしました。私が聞くと、そこによると、いろんな地域も回りましたけれども、それによつて自治体の行政、相当混乱したという話は聞いているんですが、その点の認識はいかがでしょうか。

○副大臣(峰崎直樹君) これは平成二十年四月に、ちょうど一か月間だったと思いますが、暫定税率が一時的に失効しましたから、一つは、地方の道路特定財源であった揮発油税の税収が減収する、さらにガソリン、軽油の流通、販売の現場において一定の混乱が生じると、こういうものが生じたことは私もそうだろうというふうに思います。

このうち、国の税収の減収分については道路の維持管理等を除く直轄事業を中心に対応し、補助事業は基本的には満額確保するというところで地域の景気情勢に配慮が行われたものと私は承知をしています。これは当時の政権が含めてやられたと思います。地方財源の減少分のことについてさつき御質問がございましたのでお答えすると、これは、地方税については地方税減収補てん臨時交付金というものが創設され、さらに、地方の道路整備臨時交付金については当初予算どおり執行できるように法的措置を行うなど、各地方団体の財政運営に支障が生じないような財源措置が講じられたというふうに私も承知しております。

○愛知治郎君 これは総理も言っていたんですけ

れども、当時の政権である我々がやったということですね。

○副大臣(峰崎直樹君) そうです。

○愛知治郎君 ただ、自治体の混乱がその当時、タイムラグがありますから、その措置がされるまで混乱があったということは認識されておるんですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 当然そのタイムラグの中で私も地方の、私は北海道でございますけれども、そういう地方の声というのはよく耳に入っておりまして、それはある程度の影響があるというところは間違いなかったと思います。

○愛知治郎君 ということは、そういう影響が出るものが分かっているにもかかわらず、暫定税率はその当時無理やり失効させたという認識でよろしいんでしょうか。

○副大臣(峰崎直樹君) 先ほど菅財務大臣がお答えしているように、この道路特定財源というものを廃止をするということの目標をやつぱり持った私たちのこの運動といえますが、国会内においてこれを一時的に失効させていくという運動をしたわけでありまして、これは当然それに伴う影響というのはあるということは私もそれは当然あるだろうというふうに思っております。

○愛知治郎君 今後のことですが、今の措置は暫定的な措置だということでありまして、今も聞くとところによると、値段によりけりでその暫定税率が失効したり復活したりするシステムというのか、やり方を導入されるやに聞いておりますけれども、詳しいところを聞かせていただけますか。

○副大臣(峰崎直樹君) いわゆるトリガー税制ですね。これについても、もうこれは衆参でも随分議論をいたしましたけれども、いわゆる百六十円と百三十円、百六十円を超えた段階において、これは三か月間というこの取り方もいろいろきちんとした厳密な定義をしておりますけれども、超えた段階において失効させると。いわゆる二十四円三十銭ですか、今、当面の間置いてある暫定税

率分を失効させる。そして、百三十円以下になった段階においてはこれまた上げていくと、こういうトリガー税制を仕組んだことは間違いありません。

これは決して、私どもも衆議院の段階で言っているんですけれども、これもある意味ではいわゆる道路特定財源、暫定税率分を、原油価格が高騰したときに、二十四円三十銭といえどもこの暫定税率分を何とかやつぱり下げて、国民生活の向上の観点からしてもこれは下げるべきじゃないかという意見があつたことにある意味では対応させているわけでありまして、これは先ほどの地球温暖化対策税への転換も含めてこの税の在り方が直るまでの間ということで、我々としては一応考え方を整理しているところでございます。

○愛知治郎君 生活コストに関して言えば、あの当時も確かに高かつたですけれども、今だつてそれをやることによつて非常に多くの恩恵を受ける、地方に影響があるつて言つたじゃないですか。経済対策としては、やるんだつたらやつた方がいいんですよ。

それはいいとして、指摘だけしておいて、今の話なんですけれども、御承知のとおり、原油価格というのは乱高下するんですよ。一年に何度も百六十円を超えたり百三十円以下になったりすることつて予想できますよね、ないとは言えないじゃないですか。じゃ、自治体はどうすればいいんですか、どうやつて予算を組めばいいんですか、その都度変えるんですか。

○副大臣(峰崎直樹君) これは大変大きな問題を私、抱えていると思つております。ですから、先ほど申し上げたように、できるだけ早くこの制度を、トリガー税制というものが発動されないように、できる限りこれを早く地球温暖化対策税へと振り替えて、この制度がある意味では早くやめた方がいいというふうに思つておるわけでありまして、それは、今地方の財政のことをおっしゃいましたけれども、国の財政だつて同じことだと思つて

です。ね、税収が入ってきませんから。そういう意味で、税収不足は国も地方も同じでございます。その意味で、できる限りこれはこういう事態が起きないことを祈つているし、また、こういう事態はできる限り私は早目に短期間でこれをなくしていく方がいいというふうに思つております。

○愛知治郎君 先ほど、暫定税率切れさせたのは二年前ですよ。それから全然検討を進めてこなかったんでしょか。十分時間あつたと思うんですけども、この制度について。

今のトリガー条項についても、早く是正をしなくちゃいけない、これは問題があるという発言だつたと思うんですけども、それが分かつた上で、しかもこの議論は何年も前から続いている議論なのに、今そういう暫定的な措置を導入したということじゃないですか。準備全然できてなかつた、考えてなかつたんでしょか。

○副大臣(峰崎直樹君) これは前提条件としては、このいわゆる暫定税率分を廃止をするということが一つの前提でございましたから、こういう事態というよりも、これどうしてもなかなか難しいなというときに、かつて非常にガソリン価格が高騰したときに我々は一か月間失効させた。そういう意味では、あの段階においてもやはり暫定税率分をやつぱり国民生活を向上させる観点から下げた方がいいんじゃないだろうかという意見が実はあつたわけでありまして、そういう意味で、このトリガー税制というものが急遽出てきたという背景には、今申し上げたように、総理がもう国民に向かっておわびを申し上げましたけれども、今の、ある意味では、財政状況の中では非常に厳しいというところで、今回は自重税の国税部分の半分しかできないということに実は対応して、じゃ、それでもなおかつ国民生活に、あの二十年の四月の一か月間だけけれども、下げたときの高くなったときに何らかの対応ができるように、しかも、これは先ほど申し上げましたように、地球温暖化対策税ができるまでの間に、そ

○愛知治郎君　総理が謝つたという話されましたけれども、ごめんなさいの一言で済まされる話ではないですからね、そんなの到底納得できないですよ。しかも、公然とこのようにマニフェストに書いて、国民に約束したわけですよ。それを守っていないわけですから、どうやって責任を取るのか。

しかも、今の結論として維持をすることになったんでしようけれども、今後、よつぽどの理由があつて、しっかりとした制度設計ができた上で、済みませんと国民の皆さんに謝罪をして、改めてこういうやり方でしっかりとやりますからというのであればまだ、私は納得できないですよ絶対、でもそれすらないって、これひど過ぎないですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 先ほど菅大臣の方からありましたように、税制調査会の論議の中で、地球温暖化対策税、環境税に振り替えていこうということで、環境省辺りからは原案も出てまいりました。しかし、何せその環境税法案を環境税に導入するというになると、その関係業界や国民生活に影響が非常に大きいものですから、そこで結

論を得るということにはなかなか至らなかった。そういう意味では、この一年間掛けてこれからの環境税、地球温暖化対策税への切替えというところをしっかりと我々としては示していくと。

その際、今、当分の間、旧暫定税率分のあれについては維持しておりますけれども、それに付いては来年度決まってくるだろうということの対応もまた来年度決まってくるだろうというう

ふうに思います。

○愛知治郎君 いずれにいたしましたが、国民はしっかりとこれを見えていますし、納得しているとは到底私と同様思えませんし、今、地球温暖化対策、環境税の議論をするとおっしゃられましたけれども、

冒頭申し上げましたけれども、原則論を。こういういかにがんな議論をされると困るので、あえて原則論を申し上げたということも併せて理解をしていただきたいと思います。地球温暖化対策税、環境税の議論のときに税の原則というのを曲げないでほしい。しっかりとその原則を守った上での議論をしてもらわないと、今のうちに議論が錯綜してしまうというのが私の問題提起です。その考え方について、もう一度お答えをいただきました。

○副大臣(峰崎直樹君) 税の原則とおつしやつたときに、あれですか、簡素、公平、中立のところですか。

○愛知治郎君 財源の問題もです。

○副大臣（峰崎直樹君） ああ、財源論ですね。

だから、先ほど、それが冒頭申し上げたように、税は何のために、税とは何ですかという定義付けのところでおっしゃいました。それだけではなくて、つまり国や地方自治体が強制的に国の予算を必要とするために徴収するものですと、これが基本であることは間違いありません。

それに加えて、先ほども申し上げていますように、環境税というふうには社会的な目的だとか、そういう目的に應じて実は税として徴収するという¹こともあり得るということでございますから、そこもやっぱり一つの大きな、今もう、環境税だとかあるいはトーピン・タックスとか、ああいう間

題もそうですけれども、そういう問題も含めて、
 やっぱ私は、そういうただ単に徴税だけの目的
 じゃなくて、もっと社会的に税というものをいろ
 いろ考えていこうというふうに考えていくのも今
 の時代の大きな要請じゃないかなというふうに
 思っていますので、とりわけこれから二十一世
 紀、環境の世紀ですから、そういうものが徴税だ
 けですよという目的だけだと私はやはり問題が起

○愛知治郎君 いや、逆ですよ。だって、さっきの暫定税率の温暖化対策に対する考え方一つでも、二年間の論理、めちゃくちゃなんですから。

分らないですよ、何言っているか。あのときはよくて今は駄目という論理すらはつきりしないんですから。だからこそシンプルに議論をしなくちゃいけないと申し上げているので、これから変な議論にならないようにちゃんと分かつてやっていただきたいと思いますが、その点について、やはり財務大臣の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○**国務大臣(菅直人君)** 愛知議員の言われたいことというのは、最初の芦部先生の税の原則を、租税の原則を外すということで、それはそれとして私は重い原則だと思っております。

同時に、環境税というのは特にヨーロッパにおいてはかなりの国が導入しておりまして、必ずしもそれが、芦部先生の言われる原則に加えて、先ほど峰崎さんもういろいろ言われましたけれども、ある程度は社会的な方向性のために、そういう要素も含めて租税を使うこともあり得るということですので、そこは原則は原則としてしっかりと押さえると同時に、プラスして社会的なそういうものにもある範囲では考えることも、既に多くの国でも導入しておりますので、そういうこととしてはそういう意味も含めて検討したいと思っております。

○愛知治郎君　先ほども申し上げましたけれども、いろんな効果があるのは、それは当然効果は出てくるんです。目的というのも、様々な観点から議論されるというのを否定しているわけではな
いんです。

ただ、そういういろんな価値観とか論理があるからこそ原則だけはしっかりと守ってくれと。たとえば、こ税ではそれが違うやり方に私には思えるので、非常に危惧しているということを申し上げたかったです。これからの議論でも、私の話をしっかりと踏まえた上でしっかりとした議論をしてい

正直に申し上げます。私、今の政権もそうですし民主党さんのこと信用できないんですよ。このさっきのあつせんの話もそうですけれども、私はその場においてそのあつせん案ほごにされたと思つてゐるし、だまされたと思つてゐるし。国民もそうですけれども、マニフェストであれだけ明確に提示をされた例えば暫定税率一つにしてもそうですけれども、全く守られていない。これで信用しろと言われても、信用なんてできないですよ。

もう一点、最後に、時間が来ていますから最後にお伺いしたかったんですけれども、この五番目なんですけれども、最後の資料で。ここに、一番上の段になりますけれども、大きな項目として、中小企業の法人税率を一一％に引き下げますと明言をしております。その中段になりますけれども、赤字で書いてあるんですが、雇用と経済を育てる政策という項目があつて箱で囲つておりますけれども、その一番上に、中小企業の法人税率を一八％から一一％に引き下げ、また融資に対する個人保証を見直しますというふうに書いておりますが、今回の税制改正において中小企業の法人税率は維持されると伺つておるんですが、どういうことでしょうか、お答えください。

○副大臣(峰崎直樹君) この中小企業の税率を、
今も中小企業であるがゆえに八百万円までの税率
が低くなっているわけですけれども、更に一％
まで下げる。

この議論をするときに、我々はもうここはベ
イ・アズ・ユー・ゴー原則というか、これに必要
な財源というものはどこかで見つけてこなきゃ駄
目ですよということが大前提だったわけです。そ
の意味で、いわゆる中小企業関係の租税特別措置
も結構あると。すなわち、税率というのはいず
れの中小企業に掛かってまいりますから、これは税
率を下げるということは非常に大きな効果を持っ
ているわけです。ですから、そのときにはやはり
課税ベースを広げながら、そしてその税率を下
げていくというのが基本的な原則だろう。

そうすると、租税特別措置で中小企業関係だけに適用される租税というのが結構あったんです。これはもう一十億を超えて存在しているわけです。この中小企業の一一％に引上げに必要とする財源というものが、ほぼこの租税特別措置を廃止をする、中小企業関係の、廃止をすることでこれに見合う引下げができるんだらうかということをおもひ内部で議論をいたしました。

しかし、租税特別措置については、今年が中小企業の景気が非常に良くない。すなわち、デフレ経済の下で中小企業は呻吟しているんだから、その中小企業の皆さん方のマインドを冷やするようなことは今回はするべきじゃないんじゃないかと、こういう考え方の下に今回は実は見送ったということであります。

その意味で、この中小企業関係租税の見直しの問題と絡んで、このいわゆる一一％問題というのはこれから大きな、また我々としては挑戦していく課題だというふうに思っているわけです。

○愛知治郎君 では、中小企業に關連する租税を見直してその措置を廃止して、この税率を下げる部分の財源を確保して一八％から一一％に下げるといふことなんでしょうか。そうすると、中小企業にとつてみれば、今まで与えられていた租税による減税措置を結局失つて、代わりにこれになるだけという話なんですか。

○副大臣(峰崎直樹君) これは、レーガンの税制改革の非常に大きな特徴点だと言われた二期目の改革なんですけれども、このときも、法人税を下げるときには実は課税ベースを広げて税率を下げていったんです。これは国際的に非常に高く評価されておりました。私はこのいわゆる法人税の税率を下げるときの大きな一つのポイントだと思つてゐるんです。

租税特別措置というのは、もうかつてゐる企業だけがある意味ではその恩恵を受けるという意味で、これはやはりある意味では非常に条件が付いているわけですが、税率が下がるということとは、もちろんこれ黒字企業でなく赤字で

れども、しかし法人税全体が下がるということ、これはいろいろな条件が付いているわけじゃないんです。これは、いわゆる租税の、そうすると、それはみんながチャレンジをして、みんながその税率を目標にしようという点では、私は非常に公平な、税率を下げるというの、これは一つの公平な手段だと思つてゐるんです。下げる方がいいかどうかというのとは別問題として。

そういう意味で、課税ベースを広げるといふときには、やはりこういう租税特別措置によるその税が、今は非常にこの分漏れてゐるわけですから、そこをふさいで、そして税率を下げるという、そういうのが一般的な方向だということ、私は、かなり多くの、過去の政府税調の答申とかあるいは世界の国々の税率を下げたときのいろいろな経過を見ると、それは該当しているんじゃないんだらうかというふうに思います。

○愛知治郎君 違ふ議論で、先日衆議院で子ども手当の法案が強行採決をされたと聞いておりますが、子ども手当についても数字を調べてみると、私自身とても驚いたんですけれども、これは例としてこの委員会でも取り上げる話じゃないかかもしれないんですけれども、例えば所得三百万円、五百万円、七百万円、九百万円の人で子供一人の家庭で計算をしてみたら、三百万、五百万、七百万の方は逆に年間の負担が増えて、年収九百万の方は年間の負担が減るという数字を私、見させられたんですけれども、それと同じように、中小企業の方々が、今のうちに、法人税率一一％に下げると、無駄を根絶すればそういう財源は出てくるんだと思つて、期待して民主党に投票した人々が、大勢いると思うんです。これはやっぱり誤解を与えているんじゃないですか。答えていただきたいと思つてゐます。

○副大臣(峰崎直樹君) これは、子ども手当の問題はちよつとまた別途あれしますが、我々は、法人税といふところの税の世界を見たときに、何度もちよつとどういふところで、やはり租税特別措置として恩恵を得ている企業があるだらうと思ふん

です。そうすると、今度は税率下げるよりもそちらの方が多かったということ、損する人も出るかもしれない。しかし、私はやはり、これ経済全体を見たときには、中小企業全体にとつてみたとときには、その方が私はより中小企業の皆様にとつて公平な税だ。先ほどおっしゃった公平性という観点からすると、この点は、原則としてはその原則から非常に忠実だと、そのやり方がそうだと、いふふうに思いますので、そこは愛知議員、是非共通の認識を持つていただきたいなというふうに思ふんです。

○愛知治郎君 これはしっかりと議論をした後、実行したときにその中身を見てみないと何とも言えないんです。単なる数字のマジックであつたり、まやかしてあるという可能性十分ありますので、しっかりとそこはチェックをしていきたいというふうに思ひますが、いづれにしても、国民に対してはしっかりと明示したのはこの数字であります。今皆さんはそれができる立場にあるんですけれども、やつていないという、これは国民がしっかりと見ていると思ひます。

また、時間が来ましたので最後に申し上げたいと思ひますが、最初の所信に対する質疑でもあつたんですけれども、何でもかんでも自民党政権とか過去の問題だからということで済まされることではないというふうに申し上げましたけれども、先ほど暫定税率の話もしましたが、三年ほど前の参議院選挙で、この参議院において民主党は第一党になつてゐるんです。その時点で既に責任を負つてゐるんですから、まさにリーマン・ショックのときもそうですし、暫定税率のときもそうですし、半分は数の力をもつて権限、責任を持つてゐるんですから、それを前提に今どうしたらいいか、しっかりと考えていた、いただきたいと思ひます。

時間が来ましたので、同僚議員に引き継ぎたいと思ひます。
○委員長(大石正光君) 少々お待ちください。

速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(大石正光君) 速記を起こしてください。

○中川雅治君 自由民主党の中川雅治でございます。

民主党は、昨年の総選挙に当たりまして、七月二十七日にマニフェストとその工程表を発表しました。これ、前回、林理事の方からお示ししたとおりでありまして、これを見ますと、平成二十二年にマニフェストの実施をするに要する費用が七・一兆円、最終的には十六・八兆円必要になる。その財源については、今の仕組みを改め、新しい財源を生み出します。こうあつて、国の総予算二百七兆円を徹底的に効率化、無駄遣い、不要不急な事業を根絶するというところで九・一兆円。それから、税金などをため込んだ埋蔵金や資産を国民のために活用するというところで五・〇兆円。それから、租税特別措置などを見直すということ、二・七兆円ですね。これを見ますと、まさに国債を増発したり、当時約束がありましたように消費税は四年間上げませんと、こういうことで、できるような表ができてゐるわけですね。

それで、実際に選挙のときに全国で民主党の候補者は、マニフェスト実施のための財源は無駄を見つけて予算を組み替へることによって捻出します、国債は増発しません、消費税は四年間は上げませんと演説をしておりました。実際に党首討論でもそういったことを何度もおっしゃつてゐます。テレビでも民主党の幹部の方がそういった発言をしてゐる。

自民党の候補者はそんな手品みたいなことではきないと、こう言つて、私もそんなことができるはずはないと、こういうふうなことを言つたんですけれども、しかし、もう幾ら言つても、民主党の方は、無駄は幾らでもあるんだ、それを組み替へれば増税はしなくてもいい、国債の増発はしなくていいんだと、こういうことを言われて、自民党政権はもう無駄ばかりやつていて、もう幾らで

ですから、補正予算で増発した十兆というの
は、これは言ってみれば単発の、単年度なので、
国債は増発しませんと威勢よくおっしゃって
いた、それは、だれでも聞けば、二十一年度の当初

ですから、マニフェストの段階もありますけれども、やはりこのリーマン・ショックというののでも、ちやうど選挙戦がもつと早くあるかと思つてゐた時期に起きて、時の麻生内閣も百年に一度か

単年度ですから、それを言っているわけじゃない
と思うんですね。ここに人件費幾ら、庁費幾ら、
委託費幾ら、ずっと並んでいますけれども、これ
はすべてずっと続いている、恒久的に続くであろう、
自民党政権、たつたら続くであろうそういう経
費を切って、そして新しいマニフェストの所要財
源に組み替えるんですと、こう言っているわけで
すから。ちよつと言いましたように、埋藏金のと
ころは単年度だからちよつと理屈が合わないん
ですけれども、基本的にはこれを見れば国債は増
発しないというふうに言っているんだというの
は当然分かるわけです。それは、二十一年度の
三十三兆をベースにしてそこから増発しないとい
うふうに言っているというふうになれどもが受け
取るのは当たり前だと思うんです。

○中川雅治君 いや、ちよつと答えそらしている
んです。私は二十二年度予算がどうなったとい
うことを聞いているんじゃないんですよ。マニ
フェストを発表されたときの考え方として、こ
れは国債は増発しませんと、こうおっしゃって
いるのは、これはまさに自民党政権のときにず
つと續いていたいろんな無駄を、それを組み
替へて捻出するんだと、こう言っているわけ
ですから、その二十一年度の税収減があつた
とかそういうことを、あるいは二十二年度予
算で四十四兆になつたことがおかしいとか
そんなことを全然言っていないんです。この
マニフェストを発表したときの、工程表を
発表したときの国債は増発しませんと威勢
よく言っていた、それは当然二十一年度の
当初予算から増発しませんということを当時

ていたんだろうと言っているものであつて、峰崎副大臣うなずいていますけれども、どうでしょう。

○副大臣(峰崎直樹君) 私、菅大臣がおっしゃっていることは、この一番左側のマニフェストの工程表の中でやらなければいけないというので、子ども手当の半額実施のところ、それからここでこれを足すと一体幾らになるかということが書いていますよね。そのうち二・三兆円の、あの暫定税率分は〇・三だったかな、その自重税の分だけだったですけども。いずれにせよ、この左の分を三・三兆円の中から捻出をしたと。今おっしゃっているのは、十六・八兆円というのは、これは四年間の間にやろうということですから、単年度で十六・八兆円が出てくるわけじゃないんですね。

そうすると、菅大臣がおっしゃったように、いろいろと捻出して三・三兆円出したうちの三・一兆円分がこの左側のマニフェストの工程表の初年度分には、完全にはできなかったものもあるけれども、かなりそこは努力してやりましたよということをおっしゃっているの、私は、ある意味では、おっしゃっていることはよく、四年間の十六・八兆円までは出ていないじゃないかと言われれば、それは四年間掛けてやりますよということしか今の段階では言えないんじゃないかと思うんですが。

○中川雅治君 いや、ちよつと違うんですね。四年間の中でもいいんですけども、結局国債は増発しませんと、こう言ったわけですよ。そして、消費税は上げません、予算の組替えてやりますと非常に明快に端的に言っているわけですよ。それは、これを見れば予算を組み替えているわけですから、この四年分でもいいですけども。だから、二十二年度にどうなったかそういうことを今、そこを問題にしているわけじゃなく、この工程表を出すときに国債は増発しませんでしたと威勢よく言われたのが、それは結果として二十二年増発になった。これは税収が減ったとかい

ろいありますし、それは私は今別に取りあえず問題にしているわけじゃなくて、マニフェストを発表したときに、国債を増発しませんでしたと、やはり当初の三十三兆よりも増発しないということだなというふうに国民は受け取ったと思うんですが、それでいいですねと聞いているだけなんです。二十二年度予算で結果として増えたのが問題だとか何とかそんなこと言っていないので。

○国務大臣(菅直人君) そんなに私もこだわられることはないですが、さつきも言いましたように、少なくとも、これは二十一年度予算ですが、九兆円最終的に更に国債を積み増したわけですが、それは税収減ですから。残念ながら二十二年度も税収減はそのまま尾を引いているわけですよ。

ですから、その部分で増えた部分は、今その中川先生が言われていることが、このマニフェストを作った当時には三十三兆なりそれ以上は増やさないという意味だったのではないですかという意味で聞かれていたとすれば、いや、元々税収がそれだけ減るという想定は当時はいまありませんから、税収の大幅な減少は想定していませんから、このマニフェストを作ったときは、それはおっしゃるとおりかもしれませんが、税収がずんと下がった分についてまでそれを増やしたのはいかにぬと言われろと思ったので、先回りかどうかは別として、それを足した分ぐらいいは御理解いただけるんじゃないかということで先ほど来申し上げているわけです。

○中川雅治君 後のことは聞いていないんです。今もうまさに菅大臣が当時は三十三兆をベースにそれより増えないという意味で言ったと。二十二年度で四十四兆になったというのを私は今全く問題にしません。しかし、当初、三十三兆より増えないという意味で言ったというふうに思うんですよ。

ところが、総選挙が終わった後、直ちに国債を増発しないというのは四十四兆を上回らないという意味だというふうに藤井財務大臣始め民主党の

方が言い出したんですよ。もう選挙終わるまでは国債は増発しません、消費税は四年間上げません、全部予算の組替えてやるんですよと。それで、それは当然聞く人は三十三兆を上回らないという意味だと思いました。我々自民党の人はみんなそう思いましたから、だから手品みたいなことはできないと、こう言っていたんですよ。ところが、選挙が終わった後もう四十四兆を上回らないという意味だと、こう言い出したので、そのすきに十一兆あるわけですよ。それだったら、これはその七・一兆円の二十二年度の所要額というのは全部入っちゃうわけですから。税収減があるというのはいちよつと別ですよ、ちよつと税収減が実際あったということは、ただ、総選挙が終わった直後にこれだけ税収減が出てくるということはまだはっきり分かっていなかったと思うんですよ。

ころつと言いつつ方を変えて、ああ、それだったら二十二年度の所要額は、無駄を見付けてどうのこうのというのはこれ四年間のことだと、こういうことですから、初年度は仮にほとんど無駄を見付けて予算を組み替えても七・一兆円、全部これ四十四兆ならすばつと入っちゃうので、ああ、何だと、そんなことだったのかと、こう見て、もう啞然としたんですよ。それで、言ってみればある詐欺というが、財源は無駄を見付ければ幾らでもあると。言っておきながら、結果として無駄を見付けられなくても国債増発で全部やれるんだと、こういうことで、これはひどいなと思つたんです。

そこで、ある民主党の議員の方が、これは名前は絶対言いませんが、選挙のときに既に、国債増発をしないというのは四十四兆をベースにして考えればいいんだと、それは選挙が終わった後にですね、そうすれば別に問題はないので、いかに三十三兆をベースにそれより増発しないという意味に取れるように言つても、終わつたら四十四兆だと、こう言えはいんだということを知っていた人が数人いると、まあ五人いるとか

言っていましたかね。その方たちが、だから、そうすればもう安心して候補者、各地でもう堂々と全部予算は組み替えるんですよ、国債は増発しません、消費税は上げませんと。民主主義の候補者の方も本当にできるのかなと思ひながら言っていたと思うんですが、いや、四十四兆を上回らないという意味だよということを選挙が終わつて言えはこれは何のことはないの、そこが手品の種だったんですよ。

ですから、そういうことを数人の人が知っていたというんですが、菅大臣は知っていたんでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 余り同じことを繰り返したくはありませんが、手品は私たちよりは小泉さんの方がうまかつたかなと今でも思つておりますので、決して手品をやつたつもりはありません。それで、中川先生はもちろんだ蔵省主計局にもおられたんですから予算の組み方はある意味では私などよりも古くから御存じだと思ひますが、どうしても先ほどの話に戻つてしまふんですが、まず税収に関しては、我が党の中でも、野党時代からですよ、つまりは二十一年度の当初予算が出たときから、果たしてこんな税収見通しで大丈夫なのという意見はあつたわけですよ。ですから、逆に言えば、二十一年度予算で麻生政権で四十六兆という税収見積りそのものが過大な見積りではないかなという指摘はかなりありまして、結果においてそのとおりになったんですから、まずはそこがベースにならざるを得ないわけですよ、一つは。

それから、四十四兆云々ということ言われたと言いますけれども、少なくとも私は、組閣をされるまではもちろんですが、どういう役割を担うかももちろん分かってはいたが、予算を編成をしなければならなくなつて、私も当時は国家戦略担当ということでそういう立場でのかかわりではありましたが、まず考えたことは、一つは、それこそリーマン・ブラザーズのこういう中

で、さきの麻生政権時代の予算規模を大幅に縮小しているのか、同じぐらいの水準は必要なのか、こういうことは考えました。

結論的に言えば、余りこういう需要の足りない、需給ギャップの大きい中ではやはり予算規模はある程度同じ水準に近いところまでは、補正も含めていろいろありますが必要だろうという中で、しかし、一方で国債発行がまさに逆転している。二十一年度決算から逆転なんです。税収よりも国債の発行が多いですから。そういう中では、余り多くの国債を発行することが市場に与えるマイナスの影響も考えて、そういう中からぎりぎり四十四兆という数字をお互いの議論の中で考えたわけで、それはあらかじめそれを早くから分かっていた人がおられるかもしれないけれども、少なくとも私自身はあらかじめ考えていたというよりも、全体額と税収と税収外見積りの中でぎりぎりどうするか。四十四兆でももっと、少ないんじゃないかと言われたのも、御存じのように連立政党からかなり言われました、連立している政党からですね。しかし、そこはぎりぎり抑えて四十四兆にしたというのが私の意識です。

○中川雅治君 いずれにしても、国民に対してもう本当に予算の組替え、無駄を見付けられれば何でもできると、十六・八兆円も見付かるんだと、こういうふうなイメージを与えたことは私は事実だと思ふんです。

それで、例えば党首討論でも、去年の八月十七日の記録ですが、鳩山代表は、補助金には四十九兆円、それから庁費などで四・五兆円、さらに委託費〇・八兆円、施設費〇・八兆円、合わせて五十五兆から五十六兆円になると思うが、その部分の割合をカットできるといふ試算をしていると、こうおっしゃいました。それから、選挙中にどこかの演説で言われたんだと思いますが、予算の組替えで八・九兆円の財源はすぐに出てくると発言したという報道もあるわけでありました。

また、民主党は当時、民主党の調査によれば、四千五百の天下り団体に二万五千人の天下った方

がいて、そこに国の予算が十二兆一千億円流されていると、そのうちの半分が随意契約だ。いかにもこの十二兆一千億円というのがかなり、ほとんど無駄みたいな言い方をしているの、自民党の当時の細田幹事長名で鳩山由紀夫代表あてに質問事項を出しているんですよ。これは国民を欺くため意図的に数字を大きく膨らませたものなのでしようか、見解を明らかに願いますというようなことで幾つか質問状を出しているんですが、全く答えはないわけです。実際には、この十二兆一千億円の内訳というのは、財政投融资資金の貸付けで四・二兆円とか、国公私立大学等へ一・二兆円とか、防衛関係で一・五兆円等々、実際にこの十二兆一千億円をもう本当にばさばさ切るといふことは到底不可能なんですけれども、こういうことをどんだん言っているんです。幾らそれはおかしいとか言っても、結局はもう自民党政権時代はこうやって無駄をやっているという宣伝をどんだん言っていたということでありました。

実際に政権取られたら、事業仕分でも六千七百億円で、という無駄しか見付からないとか、実際にはかなり違う状況になっているというふうな思ふんです。それはもう大分分かってこられたと思うんですが、今でもこのマニフェストの、これは単年度ごとに分かれていませんが、この工程表の新しい財源を生み出しますというところは、これは今でもこういうことで大丈夫だ、できるんだというふうにお約束をされるんでしょうか、大臣。

○国務大臣(菅直人君) これを作るころにいろいろな議論を行いまして、一般会計と特別会計、重複を除いて二百七兆の中で一割とかその程度の削減は可能ではないかというところを含めていろいろ議論をいたしました。

確かに初年度、先ほど申し上げたように、仕分等をやった中で、返還も含めて三・三兆というところでありましたので、思ったとおりにどんだん出てきているかと言われれば確かに難しい面もあり

ります。ただ、初年度はどうしても制度論とか、この組織は不要だということを実行するには法改正からいろいろ要りますので、そこまでは踏み込めなかつた。今回、二十三年度に向けて改めて行政刷新担当大臣に枝野さんが就任をし、改めてこういった特別会計あるいは独法、公益法人を含めて、制度の在り方を含めて議論し、場合によっては仕分の手法も使っていくと。大変ハードルは高いとは思っておりますけれども、その方向で努力していこうというのが今の私たちの考えであります。

○中川雅治君 それはそれでいいと思います、そういう方向で努力していこうと。実際、大分誠実な言い方に変わってきたと思うんですね。当時は、もうこれではできなんだ、鳩山代表なども言い切っていたわけですから。政権を取られてだんだんよく分かってこられたというふうに思います。

このマニフェストは実際に数字が入っていますね。確かに四年間ということなんです、これも当時のいろいろな方が聞いて、実際に、じゃどこをどう切るんだと。それは政権を取ってみなきや分らないと言いつつながら、全体の数字は六・一兆円とか一・一兆円とか細かく入っているの、これは努力目標ということであれば何でこんなにきちっと数字が出るのかと。今おっしゃったように、実際に削減しようと思えば制度論とかいろいろあるの、ハードルは高いと、こういうこともおっしゃっていました。

このマニフェストの特に財源のところは、もう本当にある意味じゃ選挙のために、言ってみればあるある詐欺と、こう言う人もいますが、国民を欺くために作ったもので、実際に政権に入られたら、そこはいろいろな問題もあるの、そこに向かつて努力をしないと、こういうことしか言えないというふうに変わったということ、国民の皆様方の前にこの委員会の審議を通じて明らかにすればそれで私はいいいと思います。

それで、ちょっと先ほど愛知議員が透明性の問

題でいろいろ議論をされていました税制改正の問題でございませう。

峰崎副大臣も、自民党時代は自民党税調があつてそこで決まる、そこで決まった人は国会に出てきて答弁はしない、責任者と実際に決める者が違う、収賄罪のことまで持ち出されて議論をされたというふうな思ひます。

私は、同じことが、民主党の今度の税制改正でもっとひどい不透明な部分があるというふうな思ひます。それは特殊支配同族会社、いわゆる一人オーナー会社についての税制の、結論は、これは去年の十二月二十二日閣議決定ということで、本制度は平成二十二年度税制改正で廃止しますと、こう言っております。ただ、その下に、その続きに、その上で、給与所得控除を含めた所得税の在り方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、二重控除の問題を解消するための抜本的措置を平成二十三年度税制改正で講じることとしますと、こうあるわけでございます。

政府税調の議事録を読ませていただきました。十二月二日の議事録で大塚内閣府副大臣は、このオーナー課税の問題は、所得税と法人税の論理を混同して適用しているわけですので、税の論理性の面から、これは認められない、ですから一刻も早くやめていただきたい、これは私も譲れませんと、こうおっしゃっているわけですが、古本財務大臣政務官は同じ日のこの会議で、この一人オーナーの企業というのは自ら給与をコントロールできるんです、結果、税をコントロールできるという立場にある方がやっておられる仕組みについて、やはり法人段階と給与所得段階の二重控除できるといふのは、税の根幹の議論としてむしろおかしいと、こうおっしゃって、何があつても今年やらないと、今年やらないといふのは今年廃止しないと、民主党は大うそつきになるということ、私は、私はにわかに承服しかねますと、こうおっしゃっているんです。

ですから、古本財務大臣政務官はいわゆる給与

所得控除の見直しと一緒にやればいいと。だから、来年以降に先送りするという考えだったと思うんですね。大塚副大臣のはとにかく廃止をして、給与所得控除の見直しのときに、また考えるのは来年以降やりましょうということで、実態はそんなに違わないんですけども、とにかくまず今年廃止するのかもしれないの、このところは相当議論があったようですね、この議事録を拝見しております。

十二月八日の議論を、とにかく問題があるということはもう私もそう思っているわけですから、結果として廃止をして、給与所得控除の見直しのときに調整をしていくということで私も同感なんです。結論はそれでいいんですが、ただ、政府税調の議事録を読む限りにおいては、どうも給与所得控除と一緒に見直ししようといつて、一年先送りするようになっていくわけですね。

ところがその最終日、十二月二十二日の税調で、いきなり古本財務大臣政務官から、一人オーナー会社への損金不算入の件につきましては、平成二十二年四月一日以降に終了する事業年度につきまして、廃止をするという提案をさせていたいただきたいと思つて、こう言つて、後はまた来年税調できちんと議論しましょうと、こう言っているわけなんです、いきなりもう廃止と。それまではもう送ると言っていたんですね。

なぜそうなったのかというと、平成二十一年十二月十七日において、民主党の小沢幹事長、社民党、国民新党の三幹事長から鳩山総理あてに、平成二十二年国家予算与党三党重点要望というのが出ています。その中に、一番下にこれは、以下の項目は政府与党の調整課題とすると書いてあって、五番目にオーナー課税の廃止つて、こう入っているわけなんです。調整課題ですから、これ見る限りは別に来年廃止しろと言っているようにも読めないんですが、いきなり廃止になっていますよね。

この廃止を要望してた団体の方は、税調ではかなり先送りということになっていたんだけど、小

沢幹事長のツルの一声で廃止になったと、こう言っておられました。全くそういうことみたいなんです、この議論を見ると。

峰崎副大臣は、今、自民党税調のところがブックボックスだと言っていますが、自民党税調時代は、もう役所の方はみんな入り、場合によつたら、党の職員はもちろん入っていますし、関係者の方も実際入っていたり、耳をちよつとすき間空けて聞いていたりして、実際にはもうほとんどマスコミに出ちやつていっているんですね。ですから、そういう意味じゃオープンだったと思うんです。実際にこういうだれが発言したなんて、全部もう伝わっていましたから。

だれが発言して、だれがこうして、最後に税調会長がさばいて決まつたと、こういうようなことはもう全部マスコミに出て関係業界も関係者もみんな分かつていてオープンだったと思うんですが、今度は全くオープンになつていないんですね、その過程が。本当に不透明で、自民党税調のことを批判されてしまったけど、もっと不透明なことをやっているんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○副大臣(峰崎直樹君) 今日古本財務官もおられるので、その経緯は後でまたいただきたいと思うんですが、話を。

今のお話聞いていて、私も与党税調でかつて自社さのときに一緒にやつておりました。その税制調査会の総会みたいなのがあつて、猛烈な勢いで、多分私たちがなくて後ろにいる人たちに、壁に耳を当てている人に向かつてしゃべっているんじゃないかなと思うような事態でありました。ただ、そのときも、あのとき自社さがそういう仕組みを取つて、その後はきつと自民党の場合はインナーと言われている、じゃ後は、ここから先はインナーで処理しますということ、そこから先は全くどこでやっているか分からないようなところでこれは処理されていったわけですね。

そういう点で、本当の意味で、もちろん最後を決めるときに、私たちが税制調査会の中では、こ

の一人オーナー会社の問題というのは、私とか古本さんというのは要するにやや少数派に近い状態で、圧倒的にこれは廃止すべきだと、こういう意見の方が強かつたわけですね。どうしてそうなるかというと、たしか去年もおとしもこの参議院の財政金融委員会が廃止法案を出されたわけですよ。二回にわたつて出して、私はもちろんそのときにはメンバーですから賛成しましたけれども、そういう意味でいうと、そういう過去、マニフェストにももちろん記載しているし、わざわざ議員立法を二回にわたつて出したことについて、これは確かにいろんな、私たちの頭にあつたのは一つは財源問題ですね。このことによつてどうなるかということ、たしか七百億円近い単年度であれになつちやいますから、そういう意味ではもう七百億も貴重だったわけですね。

そういう意味で、これは大きい問題だねということ議論しながら、古本さんも先ほど申し上げられたような点を主張されながら、実はもう十二月の初旬段階で、ある意味ではかなり議論的にはデッドロックといいますが、税制調査会の本体のところではかなり議論の論点はもうほぼ尽きてきたと。さあ、どうやってこれを集約するかというプロセスの中で、先ほどあつた十二月の十六日から十七日にそういう調整項目として出されていましてけれども、これらの課題は、ある意味では我々がずっと議論していたプロセスの中で、この両論あつた中でどうするかという最後の決断を我々としては、いろんな党側の要請ももちろんありましたが、それらも踏まえながら最終的には税制調査会の議論の場でこれは決定をしていったということでございます。

その説明責任は、私はこうして皆さん方にお話をする場であつて、そうなのかなということについては今申し上げたような経過があつたということをお願いして、プロセスは明らかにしていると思つていられるんですね。

○中川雅治君 いや、明らかにしてないんですね。だって、税調では確かに廃止論が多かつたということは分かります、議事録見せていただきましたけど、そういうふうな発言をしているわけですね。

ただ、税調では、まさに財務省の政務官、峰崎副大臣が議長です。その下で政務官をやつておられる方が要するに給与所得控除等の見直しとセットだということで一年送ろうとしていたわけですね。それが途中の議論すぽつと抜けて最終日に廃止ですと、こう言われていますが、その過程はないですね。どこでそういうふうに変つたのかというところが税調では見えていません。この党の要望というの十七日に出てきているわけですが、その前にも本当に廃止だという方向が決まつていっているんだらば、この党の要望つて出ないはずですね。そのときにはまだ決まつてなかつた。で、党の要望が出た。あと、二十三日の最終日にいきなりぽんと結論が出てくるということなんです、古本財務官に、ですからその経緯をちよつとお聞きしたいと思つています。

○大臣政務官(古本伸一郎君) お答えいたします。

委員の方からあのころの話を時系列で追つていただいて、私も場面を思い浮かべ、思い出しているところがあります。ただ、ツルの一声で決まつたということと、なにか税の関係の方が委員におつちやつたということと、是非また伺いたいなというふうな思つております。

なぜならば、私はあのとき随分真剣な議論を、極めて開かれた税調という場面で、しかもインターネットでありますけれども国民の皆様、納税者の皆様に中継している場面で随分真剣な議論をいたしました。

今委員から整理いただいたように、確かに十二月二日、そして十二月八日、そして十二月二十二日と、時系列で追つていきますと、議論の中身もまた改めて精査をいたしたいと思つていられるんですが、最後むしろそのように、この参議院の当委員会が今日こういう話題が出るというの、まさ

に税調を透明にやってきたからだと思うんですよ。逆に言いますと、どこで決まったか分からないかつての御党のインナーであったならば、どこがだれが言っただけで決まったかというのが逆にオープンにならなかつたと思うんですね。それから、今ツルの一声だということでは、逆に税調をオープンにしている部分については、逆に税調をオープンにしていたからこそそういった御疑問も生まれているわけでありまして、そこはある意味で成果だったんじゃないかと思うんです。

今日、税のことを議論する歳入委員会でありまして、若干事実関係を紹介をしておきたいと思うんですが、実は税制調査会で副大臣クラスが各省を代表した税調委員として参加をいただいていました。今お名前も出た大塚副大臣を始め、いわゆる一人オナー課税についての廃止ですね、大塚御主張をいたしていた副大臣がたきさんいらつしやいます。

この方々が御議論をいたした大前提になっていた数字が、実は平均的なオナーの給料を集計いたしますと、当時六百八十万円ぐらいだという仮定の前提の下に、ここで参法も提出され、御議論があつたんです、一人オナー課税廃止法案。ところが、並行して去年の春先から秋口にかけて実は国税の標本調査を更に絞り込みまして、いわゆる一人オナーに絞つた標本を掛けたんですね。ところが、結果はびっくりいたしました。実は大変取つておられる方で、赤字法人でさえですよ、赤字法人でさえ三億六千万、最高がですね、平均いたしますと千九百二十六万、ですから約二千万。赤字法人でさえです。

ですから、実は当初八百万でした、自民党の時代に。それから千六百万に引き上げましたですね。ですから、これで大体の人は救われているんだらうと、ある意味で、だと思つていたのが、実は、いやいやこれを越えるような額が平均だというのであれば、むしろこれは残しておかないと個人事業主との不公平は余りに拡大するんじゃないかという冷静な議論もすべきだということがあり

まして、大変やり取りがあつたんです。

そういう経緯の中で、最終的に、先ほど副大臣からベイ・アズ・ユー・ゴーの話も出ておりましたけれども、やはり税収中立ということを考えますと、減税する以上は財源が要ります。そして、それを減税するかどうかという最終選択の局面の中で、党内からこの一人オナー課税の廃止に向けての御要望があつたのも事実でありますし、それは税調を極めてオープンにやっていたからこそ、一人オナー課税を廃止することを切に願っていた人たちは、それは一生懸命動かれたでしょうし、そういった議論が互いにあるということなんです。その結果がまさに税調の場で、十二月のたしか二十二日と記憶しておりますけれども、今回廃止を提案したいと。

ただし、二十三年度税制改正で、本来、法人段階で損金を算入しておきながら給与所得段階で控除できるこの二重控除の問題は抜本的には解決できないので、二十三年度改正については、是非一度これをリセットした上で冷静な議論をしたいというところをたしか提案したように記憶しておりますので、委員とその意味では全く思いを一にしておるんだらうというふうに思っております。

○中川雅治君 結論は全くいいんですけれどもね、私もこの結論で賛成なんです、もう同じことになるので、ちよつと答えを何となくはぐらかしているんですよ。

要するに、二十二日の結論の前の段階では、古本政務官自身がおつしやつておられるように、給与所得控除等の見直しとセットでやるべきだから延ばそうとしていたわけですよ。それが二十二日になつて、いきなりまず廃止をして、まずリセットして、そして給与所得控除等の見直しのときにもう一遍、そういう高額な報酬を取つておられる一人オナーについて調整をしましょうと、それを議論しましょうという、そういう結論にしたというんですが、

だから、廃止の時期が一年延びたのか二十二年

度なのかと、こういうところで、その間のやり取りはないですよ、税調の中では、恐らくこの党の要望が来て、政務官のところでは議論したと思ひます、幾ら何でもね。あるいは、副大臣や大臣のところでもやつたと思うんですけれども、税調のところではやっていないので、だから、自民党時代のインナーがどうのこうのといつて、不透明だつて非難をしているわけですが、財務省の副大臣室が政務官室では議論しているわけでしょうけれども、インナーよりもっと不透明ですから、その中の議論は、全然出ないわけですから、だから、何か自分のところ、政権が替わつたら透明だと言っているけれども、むしろ不透明になつた部分があるということを言っているんで、まあ結論はいいんで、もう余りそこを言つてもおかしいので、ちよつと答えが来ませんので。

それでは、次に行きます。

控除から手当てと、こういうことで子ども手当を創設される。そして、控除を、扶養控除とか配偶者控除をいずれば廃止をするということで、段階的に廃止をしていくんだと思ひます、子ども手当も段階ですから。

この控除、税法上の控除というのは、奥さんを養つておる、あるいは子供を扶養しているということ、その御主人の税を計算するときに扶養控除額を適用していくわけなので、言つてみれば家族のきずなを税が仕組み上認めていると、こういう制度だというふうに言つてもいいと思うんですね。田舎のおじいちゃん、おばあちゃんを扶養しているというところであればそれも控除されるというもので、まさに日本古来の家族のきずなというものを税法上も認めたものだ、こういうふうに言つてもいいと思ひます。それはそういうふうに言っている人もおられるわけですよ。

外国の例を見ても、アメリカはそういうことになつております。ドイツは、これは夫婦単位の課税をしていますから、これもその上で控除を適用しているわけですから、フランスの方はN分N乗方式ということになっていきますので、ドイツもフ

ランスも妻との結び付きといひますか、きずなというものを配慮している。イギリスだけは完全に個人単位課税ということで控除がない。基礎控除だけです。扶養控除とか配偶者控除がないんです。

そういうことで、税法上もやはり家族のきずなというものを諸外国も認めていると思ひますし、日本はかなり手厚く認めてきたと思うんですね。それを廃止して手当てに切り替えていくと、これは、控除ということになると高額所得者の方が恩恵が大きくなるという説明もあると思ひますし、税金を払っていない人には一切恩恵が及ばないのて手当てを出すと、これは理屈だと思ひます。実際に子ども手当の財源として控除を廃止するんだということもおつしやつておられるようですから、それは一つの考え方だと思ひますが、私はその子ども手当の財源というのは別にいろいろ考えればいふと思うんで、この控除を廃止するというのは、やっぱり家族のきずなを切つて、それでもう本当に納税というのとは個々人の責任だ、個々人単位で考えるんだという思想があるように思ひます。言つてみれば夫婦別姓問題で、これは戸籍も廃止する、家族のきずなを切るんだと。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕

まあこれはちよつと別の話ですが、夫婦別姓法案の関係で、夫婦別姓に反対し家族の絆を守る国民委員会というところが出したチラシに、千葉景子法務大臣が、結婚を何でお国に届けなくちゃいけないのかしら、戸籍は個人個人が登録をして、だれがいつ結婚したかそれが両方に記載される、そういう個人籍の方が分かりやすいと発言をしている。福島大臣も子供が十八歳になつたら家族解散式をやろうと、こう言つておられるというふうなチラシが出ておられるんですけど、この夫婦別姓法案の裏には、そういう日本古来の家とか家族のきずなから個々人を解き放つ、家族の呪縛、家制度というものの呪縛から個々人を解き放つんだというそういう思想があるというふうに見えている人

がたくさんいますよね。今度の控除を廃止して手当にするというのもそういう一連の考え方がバックにあるんじゃないかと、こう言う人がいます。

控除というのは高額所得者ほど恩恵が大きいというのであれば、私は、所得税が今物すごく累進構造が弱まっていますよね。昔はもう日本の所得税制の累進構造というのは世界一きつかったと。

それを活力が失われるということと、どんどんその累進を弱めて、外国の税制を見ても日本の所得税制というのは非常に累進がこう弱まっている方なんですよね。だから、そういうことであれば累進構造を、要するに最高税率を上げて累進をこうきつくすれば済む話なので、高額所得者ほど恩恵が大きいんだというようにことで控除を廃止するというのは理屈に合わないと思いますし、あるいは負の所得税という考え方もいろいろあるの、いろいろな制度の仕組みができると思うんですが、控除から手当へというその何か背後に今私が言ったような考え方があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(峰崎直樹君) 私は、家族制度のところまで考え方が及んだというのはややちよつと、何か私自身は率直に申し上げてそこはまた家族観というか、そこはちよつと違うんじゃないかという気がするんです。

なぜかという、私たちがこの控除から手当へというふうにする前に、所得控除から税額控除、税額控除から、それを負の所得税も入れればもう手当にほぼ実態に近いから、そういう意味でいうと、私は所得再配分機能の問題は、税率を上げればいいじゃないかというふうにおっしゃるんですが、日本の税制は分離課税になっていますので、どうしても税率を上げると給与所得の人たちが非常にかなり高い負担になってしまうということ、そこは金融所得をどう扱うとか、いろいろまた別途、今税制調査会の専門家小委員会の中で論議が始まるうとしてしますので、所得税が、そこはそれでまた回復をさせたいと思ってい

るんですが、我々が考えたのは、所得控除というのは限界税率四割の方は四割控除が利いてくるねと。

そういう意味で、これは一律の税額控除にして、これは最低税率にするか、一〇%の税率にするかは別にして、三十八万円の人だったら三万円なら三万円、これを一律でやれば、高額所得者の人、限界税率高い人は非常にこれは負担増になってくるわけですから、そういうまずは税額控除へ、さらにそこから一歩、マイナスの所得税も含めて、負の所得税を含めて進めていくということも我々を出しているし、これはたしか野党の皆さん方の考え方にも私入っていたような気がしていましたね。去年の附則百四条にもたしかそのことが書かれていましたから、この点は案外共通しているのかなというふうに思ったりします。

〔理事内より子君退席、委員長着席〕
その意味で、私は、そこは先ほどの愛知さんの、税の原則で中立というのがございます。そういう意味では、このいわゆる家族制度の在り方において、あるいは勤労の在り方において、例えば配偶者控除なんかもそうなんですが、そこはやっぱり中立性というものは、私はこの税制の中で、そういう意味で、例えばこれも手当の財源にするために実はこれを考えていたわけではなくて、そういう大きな所得税の在り方の転換を考えようというところから、いわゆる扶養控除あるいは配偶者控除の廃止問題というのはずっと議論してきたというのが率直な、で、マニフェストにも一応載せていると、こういうことでございます。

○中川雅治君 峰崎副大臣は本当にもう税の權威ですし、もうよく分かっておられるし、過去の経緯もずっと知っておられるので、そういう私が言ったような背景がバックにあるというふうなことはないと思いますか、純粹に税の問題として今までもずっと議論されてこられたんだと思うんですが、民主党の中にそういう考え方でこういうマニフェストを仕組んだのではないかというふうに見ている人が結構いるんですよ。

そのことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○林芳正君 自民党の林芳正でございます。大臣、お疲れだと思いますが、もう一時間ちよつと、二時間ぐらいでございしますので、お付き合いたただけたらと思います。ちよつと峰崎副大臣外されましたので、まず大臣に。

先ほどの同僚の愛知議員の御質問の中で、これは財務大臣としてというよりも副総理としてどこかでお聞きしたいなと思っていた話がちよつと出たものですから、御通告は申し上げておりませんが、ちよつとお聞きしたいと思うのは、憲法の話がございました、日本国憲法。

三権分立というのはどこにも書いていないんだと、これは菅大臣の昔からの御持論であるかというふうに受け止めておりますが、日本国憲法に三権分立が書いていないということは、大臣おっしゃっているんですが、ということは、日本国憲法は日本には三権分立というのを想定していないという意味でおっしゃっておられるんでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) これは私大好きな議論ですので、何時間でもいいんですが、つまり、この間の日本の国会と内閣の関係をほとんどの人は三権分立で説明するわけです。例えば、私が一年生議員のときに官僚の皆さんがやってきて、先生は国会議員ですから大いに法律とか予算の議論はしてくださいと、しかし国会は、行政ですから、それは余り行政には口を出さないでくださいと、そういう趣旨のことを言われたことがあります。つまり、行政イコール、まあどちらかといえば大臣プラス官僚、国会は国会議員が議論する場と。つまり、国会議員と内閣というものは、今でもほとんどの人がそういう言い方をしますが、立法府と行政府という形で独立した存在だということを前提にして、私は、そのことが実は

日本の官僚内閣制のその背景にあると、このように思っているわけです。

いろんな議論を過去にはやりました。一つだけ例を挙げますと、私はある時期、さがけでしかか野党でしたか忘れましたが、アメリカにあるGAOのような組織、つまり会計検査院を国会につくろうと思つて法案を作つて出そうとしたことがあります。そのころは総務庁でしたが、行政監察局を廃止して、その定数をこつちへ持つてこようと思つたんです。

猛烈な反対に遭いました。そのときに彼らが理論を立てたのは、国会に置くというのは憲法違反だと言ふんですね。なぜかと。つまりは、勧告とかなんとかを、税の使い方がおかしいときにGAOのようなものをつくつてやつたときに、それは行政行為だと。国会が行政行為をするのは憲法違反だと、三権分立違反だと言ふから、私、そのときの局長を呼んで、じゃ国会が行政のトップを選ぶのは憲法違反なのかと。もちろん憲法違反と言えませんが、総理大臣を選ぶのは。

つまり、議院内閣制においては、国民主権、私は三権分立ということを単に否定したいんじゃないんです。国民主権というものが成り立っている今の制度を三権分立という壁で阻んでいるから、それは憲法違反だと言つています。つまり、国民は、アメリカの大統領制なら直接大統領も選びます、議員も選びます。ですから、大統領と議会は対等ではないんです。しかし、日本の議院内閣制、イギリスの議院内閣制は、国民は直接は総理大臣を選びません、国会議員を選ばんです。

国会議員の第一の仕事は何ですかと私よく学生さんに聞くんです、わざと。ほとんど、法律を読んでる人、特に東大法学部なんか出ている人は百人に百人、国会議員の仕事、国会の仕事は立法ですと言ふから、もつと重要な仕事があるんじゃないですかと言つたら、ほとんど答えが出ません。国会議員の最も重要な仕事は、総理大臣を国民に代わつて選ぶことなんです。つまりは、国会

日本の官僚内閣制のその背景にあると、このように思っているわけです。

いろんな議論を過去にはやりました。一つだけ例を挙げますと、私はある時期、さがけでしかか野党でしたか忘れましたが、アメリカにあるGAOのような組織、つまり会計検査院を国会につくろうと思つて法案を作つて出そうとしたことがあります。そのころは総務庁でしたが、行政監察局を廃止して、その定数をこつちへ持つてこようと思つたんです。

猛烈な反対に遭いました。そのときに彼らが理論を立てたのは、国会に置くというのは憲法違反だと言ふんですね。なぜかと。つまりは、勧告とかなんとかを、税の使い方がおかしいときにGAOのようなものをつくつてやつたときに、それは行政行為だと。国会が行政行為をするのは憲法違反だと、三権分立違反だと言ふから、私、そのときの局長を呼んで、じゃ国会が行政のトップを選ぶのは憲法違反なのかと。もちろん憲法違反と言えませんが、総理大臣を選ぶのは。

つまり、議院内閣制においては、国民主権、私は三権分立ということを単に否定したいんじゃないんです。国民主権というものが成り立っている今の制度を三権分立という壁で阻んでいるから、それは憲法違反だと言つています。つまり、国民は、アメリカの大統領制なら直接大統領も選びます、議員も選びます。ですから、大統領と議会は対等ではないんです。しかし、日本の議院内閣制、イギリスの議院内閣制は、国民は直接は総理大臣を選びません、国会議員を選ばんです。

議員の仕事というのは、日本のですよ、アメリカでいう大統領の選挙人の仕事と、アメリカのいわゆる国会議員の仕事の二つがあるんです。

しかし、日本ではその片方は首班指名というイベントで言われているだけで、その選んだ後の総理大臣とあとの大臣は川の向こうに行つて、つまり国会から向こうの行政に行つて、そこは言わば、官僚を良く言えば使う、悪く言えば官僚のおぜん立てに乗って動く。ですから、税調もそこらはお任せします、税調に、しかしこちらは党としていろいろ物事を決める、だから二元化になっている。

ですから、そういう意味で、三権分立ではなくて、私は、日本の憲法は三つの機能が分かれている。これは、先日、ある方の質問主意書にもお答えしました。つまりは、確かに行政の機能は六十五条にあります。司法の機能は何条か忘れましたがあります。しかし、国会は立法府とは書いてありません、よく御存じだと思ひますが、国会は国権の最高機関にして唯一の立法機関であると書いてあるので、最高機関と書いてあるのはなぜか。

芦部憲法学では美称説とかなんとか多分書いてあるでしょう。大間違いです。国会は、国民が直接選んだ国会議員で構成されているから他の二権よりも権力的には上にあるんです。機能は違ひますよ。ですから、先ほど申し上げた芦部さんも、ほとんどの憲法学者は国会の最高機関であるという意味を美称説と書いてありますが、それは根本から日本国憲法の理解が間違っているという意味で申し上げました。

○林芳正君 お説は何となく分かつたような気がいたしますが、芦部説は政治的美称説でありますが、憲法には当然、国会は立法機関であるとともに総理大臣を出して行政府をコントロールすると。

私は、一般的な理解としては、そのことも含めてやっぱり立法府の機能がきちっと書いてあつ

て、行政府は行政府で書いてあつて、司法は書いてある、このことをもって日本国憲法は三権分立というふうに言っているというのが私の解釈でございますし、それほど少数派だとは思つておりませんが、菅大臣は、それは政治的美称ではなくて、国権の最高機関だから行政よりも立法でどうか、国会が上にあつて行政をコントロールしなければいけない。そういう意味では、純粋な行政府と立法府というのはイコールではないというふうな御意見だというふうに拝聴いたしました。ちよつとこの議論をやっていると、これ面白いんですけれども、本筋ではありません。

議院内閣制の国はじゃ全部そうなってしまうのかなということがございますし、それから、もう一つだけちよつと、三権分立というふうに、逆に憲法に我が国は三権分立ですと書いてあるという国はどこか御存じですか。

○国務大臣(菅直人君) いや、私は、先ほど申し上げたように一般的には憲法をそう勉強しておりませんから。この部分だけやっています。

私が見るところ、書いてあるか書いていないかは別として、大統領制、つまりアメリカの場合は、いわゆる一般に言われる三権分立、一般に言われるですよ、に当てはまると。それは国民主権に反しないからです、先ほど言つたように、国民が大統領を選ぶからですね。ですから、知事とか市長もそれでいいんです。

しかし、議院内閣制は、つまり総理や大統領を国民が直接選ばない制度の場合は議会の議員を選ぶわけですから、その議員が選ぶ、上とか下というよりも、議員が行政を選ぶんですよ、トップを、ですから、多分イギリスでは与党という言葉は使ひません。ルーリングパーティですから政

権党です。与党という言葉は、これは私から言うて明憲法の言葉です。なぜかと。つまり、総理大臣を天皇が決めて、その総理大臣にくみするものが与党。あるいは、東京都議会という石原さんにくみする政党が与党なんです。ルーリングパー

ティーじゃありません。政権党じゃありません。しかし、議院内閣制というのは、多数を握つた政党が自分たちのリーダーを行政のトップにして自分たちで内閣をつくる。それに一番ふさわしい形がイギリスです、先ほど、当たっているかどうかは別として、いわゆる三権分立、行政権と立法権が別々で国民から直接選ばれているという意味ではアメリカが一番モデルになる国だと思つて

います。

○林芳正君 そのアメリカの憲法にも三権分立というのは実は書いてございません。主要国の憲法には、イギリスは御存じのように、御存じかどうか、御専門ではないということですから、成文法の憲法はございませんが、主要国には三権分立の思想は全部入つて、三権分立の思想で憲法は書かれておりますけれども、我が国が三権分立ですと条文で書いている国というのはないんです。

ですから、実は、それぞれの三権をどういうふうに抑制、均衡させるかということ、大統領制や議院内閣制、いろんな抑制と均衡の仕方がありますが、しかし、一つのところに権力が集中しないようにする。その人が誤つた場合に結果として国民が虐げられてきたという歴史の中で人類の知恵が三権分立を生み出してきたという意味では、この三権分立というのはこの国の憲法にも思想としては流れていて、それを条文でそれぞれ

の立法府、行政府、司法府の機能として抑制、均衡されているというのが私の理解でございますので、ちよつと菅大臣は——じゃどうぞ。

○国務大臣(菅直人君) 私は、その三権の抑制という考え方が理論的には間違つていないと思ひます。つまり、国民主権なんです。つまり、この憲法、どう見たつてすべて国民主権ですから、日本

の憲法は。

ですから、実際にはじゃ最高裁判所の長官はだれが任命しますか。実際には総理大臣じゃないですか。しかし、機能が違ひますから、まさに司法権を自分の、アメリカはかなりやっていますけれ

ども、自分の党の関係者ばかり送り込むなんということは、それは機能の違いとしてやらないことが一般的ですけれども、形式だけで言えば、なぜ総理大臣が最高裁判所の判事を選べるんですか。

私は、国民主権の下での均衡というのは、あえて言えば任期があるということですよ。四年間という任期が衆議院にあり、参議院には六年間という任期があつて、その間は多数を得た政党が中心になつて行政権を握り、場合によっては立法府も、多数ですから、議院内閣制の場合は、立法権も実質的に握り、さすがに裁判所は一遍にそういうことにはなりません。ですから、裁判機能は若干違ふと思ひます、行政と立法とはですね。

しかし、基本的に握るけれども、その間衆議院の首班指名の優先権で、衆議院でいえば四年間が最大限で、その間にやつたことを主権者がもう一回チェックするのが独裁とかそういうものに陥らないためのまさに最大のルールであつて、何か立法府と行政府がせめぎ合つてということではなくて、機能は違ひますがいろいろなこと役割がお互いあることは当然ですが、それが牽制し合つて何とかするということ考え方は、私は国民主権の考え方とは違つている。明治憲法のことを話すともうちよつと違ひますけれどもね。明治憲法もなかなかよくできている憲法ですから。

○林芳正君 お考えは半分ぐらい分かつたような気がいたしますので、これ以上、憲法の委員会ではございませんので、財政金融委員会に戻りまして、まずお手元に今日は、昨日提出をさせていた

だきました財政健全化責任法案、これ通称でございしますが、この基本的な考え方というものを、横刷りのカラーコピーになつていいると思ひますが、お配りをさしていただきました。是非御協力をいただきます。当委員会が所管だと思ひますので、付託をしていただきまして審議、そして可決、成立というふうにしていきいたい。

これは与党の皆様にもお願いしたいと思ひます

が、基本的にそんなに難しいことを言っているわけではなくて、それぞれ当面の目標ということでストックとフローの目標を定めよう。そして、それを中期計画、これは菅大臣のところか仙谷大臣のところか忘れちゃいけない、政府としては中期財政フレームですか、お作りになるというようなことを法定すると。地方公共団体もこれに、自主自立的な財政健全化に資するために政府が各年度において講ずべき措置に関する事項ということで地方も協力しようということをやろうと、こういうことでございます。

そして、予算を作るときには必ずこの中期計画や目標と整合性を取ることというのを政府に義務付けるとともに、新たな予算を伴う施策を実施する際、これは先ほど愛知さんや中川さんがやってきたマニフェストの話であります、まさにペイ・アズ・ユー・ゴーで、私はこれ党内で作り出すときには、ペイ・アズ・ユー・ゴーじゃ足りないんで、ダブル・ペイ・アズ・ユー・ゴーにしよるじゃないかと言ったんです。

要するに、一兆円の新しい施策やるときは二兆円ぐらい財源を見付けてこない、と、どんだんだん金利が高くなったら発散しちゃうんだから、それぐらいの気持ちを持つてということで、実はペイ・アズ・ユー・ゴーではないんです。純粹に言う、原則として経費を上回ると書いてありますので、少しペイ・アズ・ユー・ゴーより厳しいことを、まあ世界初だと思っておりますが、入れさしていただいたわけでございます。

そこで、大臣のお考えを聞きたいと思っておりますが、この間我が党の愛知議員とのやり取りだったと思えますけれども、中期財政フレームは、このフローの目標はちよつと無理だから早い、だから今回はストックぐらいじゃないかと、こういう議論があつたんでございますが、それは確かに今の足下を見ますとそうなんです、ここに我々作らしていただいたように、年度を少し先にする事によって、やっぱり今は、例えば二十キロ減量す

るというときに一か月でやれつて、それはボクサーならできますけれども、普通の人が一月で二十キロというのはきついです。しかし、二十か月後に二十キロ減量しようということであれば一月一キロなんです。

それと同じ問題で、このやつぱりフローの目標というのも時間軸をどうするかによって、足下が大変きついついときであつてもやつぱりきつと作るということとはあり得る考え方だと思つて我々はここへ入れておりますけれども、その点についていかがでございますか。

○国務大臣(菅直人君) まず、この財政健全化責任法案というのをこういう形で拝見するのは今日初めてなんです、こういう法律があつてこのとおり実行できるなら日本にとつて大変いいことで、場合によつては党派を超えて是非やつてもらいたいなと、そう思つて眺めておりました。

ですから、そういう意味で余りいちゃもんを付けるつもりはないんですけれども、同じような法案なり、いろんなことを各国やつておりますし、お聞きを改めてしますと、自民党でしたか、あるいは当時の内閣もそうした法案を作られたことがあつて、たしか小淵内閣のころでしたか、橋本内閣の末期ですか、結果においてその後の経済変動の中で比較的短い段階でそれを変えざるを得なくなつたという、それも逆に言えば一つの、皆さんにとつてもそうかもしれないが、私にとつても苦い共通の経験とも言えることであります。

ですから、こういう目標をつくること、あるいはこういう形で大きな枠を考へることも、もちろん、こちらの政権の場合も中期財政フレームあるいは財政運営戦略というものを六月に出すという意味は、場合によつてはこういう中身に近いものがある組立てになるかもしれない。

ただ、目の前を動いていることで率直に申し上げますと、やはりその前に歳入をどうするのか、税制をどうするのか、あるいは、成長も確かに余り楽観的な目標だけでは駄目だということも、我

が党内にももちろんそういう議論はありますけれども、成長を本当にどうやれば成長という路線に行けるのか、デフレをどうすれば行けるのかという、つまりは、こうあつてほしい、こうあるべきだということを幾ら言つたからといって、なかなかそうならなかった、なりにくいということが割と短い過去の歴史でもあるわけですから、私は、こういうことを作ることに並行して、まさに税構造を変えるならどう変えるのか、何年間の間にどう変えるのか。成長はなかなか一遍に答えは出ませんが、こういうところに資源を投入して、この程度の成長は生み出していくというのか。

そして、その中で歳出も、どういうものには付けるけれども、どういうものからは削つていくのか。そういうところまで踏み込んでいかないと、決していちゃもんという意味ではないんですが、私たちが似たようなものを考えたいと思つて、私たちが余計に言うんですけれども、結局、まさに我々自身のあれも含めて言えば、絵にかいたもちになつてしまいがちです、皆さんは私よりも少し若いから先まで責任持てますが、うちの私なり私より上の世代からいうと、まあ二、三年もちゃあとはだれかがやつてくれるなんて、そんなこと思つてゐる気はありませんけれども。

ありませんが、そういうことになりかねないの、そういう意味で、今最後に言われたフローの目標も今のことで結果としては申し上げたつもりですが、やはり二十か月程度あるいは二年、三年程度ということになれば、まさにフロー、歳入を含めてどういう構造でどの程度のことをやるのかということと同時に議論をし、方向性を出さない、意味ある中身にはなりにくいなというのが感想です。

○林芳正君 余りいちゃもんを付けていた、だから安んじておられますが、橋本内閣のときに財政構造改革法というのを作つて、今回もそうなんです、この附則で、物すごく異常な経済状態、リーマン・ショックです

か、あのときはアジアの通貨危機だったんです、起こつた場合には停止条項というのを入れてあります。それはやつぱり、ダイエツトをやつて過ぎて突然心臓がけいれんし始めたとか血圧が急降下したときはそれでも運動を続けるというわけにいきませんから、そういうところは入れて、この間もそれが発動されて止まつてゐる。こういうこととありますから、そのことはそれで教訓を踏まえなければいけませんし、アメリカでもOBRAをやつたり、いろんなことをやつぱりやつてゐるんです。アメリカではバランス・バジェット・アメントメント論争という、要するに憲法にこのことを入れるかどうかで実は議論をしております。

ですから、菅大臣が今おつしやつていただいたように、まず閣議決定のような形で政府で決めていただく。それよりも、まさに管理論でいきますと、立法院の方が行政をコントロールするわけですから、立法できちつと手当てをする。それよりも上位概念というのは憲法になるわけです。ですから、何かをやるときに立法でやつてできなくなるからというのであれば、閣議決定ならもつと緩いということになりますから、それがやつぱり立法にきちつとやつた方が、これは国会全体の意思ということになるということが一つ。

それから、ストックとフローの関係を余り今おつしやつていただかなかつたんですが、多分財政今からフレームを作られるというときに、じゃストックの目標は書きましたということになりますね。多分同じような債務残高の対GDP比を安定的に低下させるといふような目標になると、いつごろかなというの、まあこれほど、三十三年度以降書けるかどうかは別として。そのときに、もしそういう目標をお作りになつてフローの目標がありまさんと、必ずどこかでそのフローの目標がストックの目標の手前で達成されない、このストックの目標というのはいけません。

要するに、単年度でプライマリーバランスが達

成される前にこの債務残高の対GDP比が安定的に低下するというのは、よっぽど何か物すごいことが起こって、景気はわっと上がるけど金利は下がるみたいなことがあっても難しい話でございませうので、結局そのときに、じゃストックの目標をここに置くんだったらフローはどういうふうに考えられていますかということを開かれると思います。そのときに、いやフローの目標なんてありませんよと言っちゃったら、そのフレイムの信憑性自体が全然なくなっちゃう。そういうことを心配するわけでございますが、何かコメントがあればお願いいたします。

○国務大臣(菅直人君) コメントというのが難しいんですが、若干の問題意識を言いますと、もちろん税については今税調で、まずは所得税、そろそろ法人税や消費税もしっかり専門家委員会の皆さんには議論してもらおうということで、崎崎さんが担当していただいています。そういうことが将来の税収を含めてどういうふうに見えていくかということにもなると思います。

それから、今私が、林議員も経済財政担当大臣をやられました。いろいろと宿題を出してあります。例えば、これは中川秀直さんなんかの議論でよく出てくるわけですが、経済成長がかなり回復したときに、金利上昇と国債費の関係がどうなるんだと。先日の衆議院の議論では、4%を超えるGDP上昇があれば、成長があれば金利よりも上を行くからGDP比は下がってくるので、何としても4%を超える成長にデフレ脱却を含めてやるのがまず先だという議論を展開されておられます。それも一つの考え方だと思いますが、基本的にどういう関係にあるのかということ、マクロ経済的に少し研究してみてくれということを今事務方に言っております。

それから、過去の増税と景気に与える影響、一般的には三バーから五バーに上がるときも、それによってせつかく上昇過程にあった景気が頭打ちになって下がったという見方がされていますが、

本当にそうだったのか。もうよくお分かりだと思えますが、消費税を引き上げるときは当然駆け込み需要があつてその後どんと下がるわけですね。しかし、それがあつて長きで見たときに、中立ではなかったかという見方もあります。

これは他の税制の場合もどうなってくるのか。これは、かなり私は政治的にそういうことを考えなければならなくなつたときのその理論立てでは非常に重要で、つまりは、場合によっては税を上げてでもその使い方が間違わなければ、雇用と需要の方向に投入すれば、逆にそのことは景気には税そのものは中立的で、投入することによってつまりは個人が蓄えているお金を使う、それも雇用から需要が生まれるものに使うことによつてはそれは景気にプラスになるんだと。端的に言えば、増税は景気にプラスになる増税もあるんだということがちゃんとマクロ的に証明されれば、そのことも非常に大きな要素になると思つています。

ですから、お答えになつたかどうか分かりませんが、フローというのはどうやるかということと並行しないと、どのくらいの金額だということだけ考えれば、これまでのいろんな計画もそうでしたけれども、私は残念ながらそれだけでは無理だろうと。ですから、そこは表裏一体を考えてフローも出さなければならぬと、こんなふうには思つています。

○林芳正君 結局、税の議論をして歳出の議論をするところから出てくるので、先ほど私が直接コメントと言つたら、なかなかお答えしにくいだろうと思つておもんばかつてコメントと申し上げたんですが、今からお作りになるので、出てきたときに、ここでも平成三十三年以降がストックの目標なんです。三十二年以降にPBを黒字化する、その前の年度までにPBやらないと三十三年以降のストックの目標はないというのは当たり前の議論だと思つておられますので申し上げましたので、今からお作りになるときに、出たときの、何というんですかね、インパクトといひます

か、それを多分、菅大臣や仙谷大臣、総理が御説明なさるときにしっかりとその辺の政治意思も含めたものを一緒に出さないと、結局、結果的に十年たつてきたかできないかという前に、出したときにそもそも本気でやろうと思つていられるのかというところがマーケットは見ておると思ひますので、その説明ぶりも含めて、具体的に数字をきちつと作つたものを出していただきたいというふうに思ひます。

実は、この法案の審議を衆議院でやられて、これは共産党さんは残念ながら反対されたそうですが、民主党、自民党、公明党で附帯決議というのを衆議院で付けられておりました。そこには、第一項目に、平成二十二年度予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となつており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まつていふことにかととも、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること、これ附帯決議、衆議院の附帯決議、(発言する者あり) いやいやいや、財政責任じゃない、今審議をしておりますこの特例公債法に対する附帯決議でございますが、これはまだ審議しておりませんので、今週出しましたので、そういうことですが、そういうのが付いているんですね。

ですから、これはもう与野党ない話で、日本の国債、JGBのコンフィデンスというものをどうやってきちつと守つていくかということでございます。是非、先ほどの憲法理論じゃありませんが、行政が閣議決定するよりも、もっとそういう意思を示すという意味では立法府でこういうものを義務付けるという方が私は重い、こう思ひますので、御検討をお願いしたいと思ひます。

そこで、先ほど来マニフェストの話が出ておりますが、まさに今からこの特例公債法、まさに赤字国債をいかに減らしていくかというときに、中期財政フレームでマニフェストをどうするのかと

いうことはもう避けて通れないわけでございますが、この間報道で拝見をいたしましたけれども、今度の参議院選挙に向けての民主党さんのマニフェストというのは、もう今政権与党、与党というか政権党と菅さんがおっしゃっていたので、政権党であるので、政府・与党で一体で作るといふ報道がございました。ですから、すり合わせをして、多分政府でお作りになる中期財政フレームと整合性のあるマニフェストをお作りになるというふうな理解して読みましたけれども。

そうしますと、この前の、去年の八月の衆議院選でお使いになつたマニフェスト、これをやっぱり仕分をしていただいて、菅国家戦略担当大臣が昨年のこの予算編成のときは少しされたという報道を見ましたけれども、実際に子ども手当を、二・七兆の分を地方に負担は去年どおり児童手当分やつたらうとか、それから、これはちよつと暫定税率の話は後で時間があればやりますけれども、この二・五兆をなくすという仕分をして、七・一兆が三・三引く〇・二で三・一兆と、こういうことになつたわけですね。

ですから、これをやつぱり二十三、二十四、二十五と三年分作るときには当然やらないと、中期財政フレームはこういうことでございまして、目標はこれぐらいでストックの目標は出ます。しかし、このマニフェストは衆議院選でお約束したもので、これはもう金科玉条ですので全く変えられせん、二十二年度は変わつていられるけれども二十三年以降はこれのとおりやるんですと言つちやうと、これなかなか難しいと思ひますけれども、いかがでございませうか。

○国務大臣(菅直人君) 二十二年年度の予算が成立する前にまた言うのもなかなか難しいわけでありまして、率直に申し上げまして、二十二年年度の予算でマニフェストを盛り込むことで、確かに暫定税率などは当初のお約束どおりは盛り込めなかつたわけですし、他のものはほぼ予定どおりのものもあるし、若干、当初考えたよりはそう規模が大

きくならなかったものもあります。

やはりこの予算成立がもう比較的近いという見通しの中で若干物を申し上げるとすれば、どこでやるかという議論はまだ、大体の枠組みは決まりましたが、まずは二十三年度の子ども手当をどうするかというところからいろいろと試算をしてみたいというふうに私自身は思っております。もちろん、基本的にはマニフェストでお約束したとおりに実行するというのが最大限の努力目標ですが、それをやった場合に、まさに中期財政フレームを含めてどう成り立つのか、また一方で、現物給付的なやり方をもっと同じ分野でも強めるべきではないかという政策的な議論もあります。

そういうことを含めて、やはり二十二年度から後退することは全く考えておりませんが、どういう形のもが二十三年度においてやり切れるのか、努力目標は、何度も申し上げるように、当初の予定どおりの努力目標にするにしても、そこはしっかりと議論が必要になると、このように思っております。

そういう意味では、マニフェストについても、まさに初年度やれたところ、やれなかったところを踏まえながら、中期的なまさに財政フレームとの関連も含めていよいよ本格的な議論に入っていくかなければならないと、そう思っています。

○林芳正君 かなり踏み込んだお話をいただきました。

菅大臣がさっきおっしゃったGAOというのは、まさに政策評価を、昔はきちっと経理しているかという、ジェネラル・アカウンティング・オフィスですから、そういうことをやっていただんですが、次第に政策の評価、バリエーション・フォー・マネーという言い方をよくしますけれども、そういうことをやるようになってきたと、それを日本でもつくろうということで、菅大臣、御主張なさって、先ほどおっしゃったような理由もあって、結局、イギリスは議院内閣制でNAOというのを

くつておりますが、我が国はドイツ型ということで行政監視委員会という委員会をつくって、そこで見ていこうと、こういう決着になったというふうに思いますが。

まさに、そこでやっているバリエーション・フォー・マネーというのは、今、菅大臣がおっしゃったように、それぞれの施策が本当にその当初の考えていたとおりの効果を上げているかと、これは、この間議論させていただいた消費性向とか乗数効果にとどまらず、どういうふうな政策目的を満たしたか、顧客満足みたいなところもあると思います。町が豊かになったとか、生活が豊かになった、そういうものも含めて見ていくと。

そうしますと、やはりこれはマニフェストといえども、やってみると、しかし、今まさに大臣おっしゃったように、現金で給付するよりも現物の方がいいということも出てきたら、これはやっぱり改むるに何でしたっけ、ためらっちゃいけないぞと、こういうのがありますので、参議院選挙はそれを大きく転換する一つのいいチャンスではないのかなと、こういうふうにも思っているわけでございます。

そのときに、実はベイ・アズ・ユー・ゴーと申し上げましたけれども、この右左はベイ・アズ・ユー・ゴー原則に一応なっているんです。細かいところは、フローとストックがごちゃごちゃになつていてとか、それから、年度のこの右側の方は四年で九・一ですから、途中のファイナンスの問題はあるんでございますけれども、まあまあ最終年度ではこの右左合わせるという意味ではベイ・アズ・ユー・ゴーの精神はあるんですが、しかし、実は我が国の予算はここに書いてないこととお考えになってもらわなきゃいけない大きなものがいくつかございまして、それは社会保障費の自然増というのがございまして、これは、毎年一兆円ずつ、制度改正をしないと裁量経費でない義務的経費が一兆円ずつ増えていくと。ですから、毎年一兆円ですから、二十三年度は二十二年年度よりも

一兆円増、二十四年度は二十二年年度に比べると二兆円増、二十五年度に至っては三兆円増ということになるわけですね。

それから、例の基礎年金の国庫負担金を三分の一から二分の一にやると二・五兆円分、すなわち六分の一の部分は、二年分だけは埋蔵金で手当てをいたしましたけれども、それも二十二年年度までということですから、これは毎年二・五兆掛かるということでございますので、ここがベイ・アズ・ユー・ゴーでもし万が一行ったとしても、更に三・五はそれに乗せて考えていた、だからと予算全体は収支が償わないと、こういうことになるわけでございますので、そういう意味でも、私さっき言ったダブル・ベイ・アズ・ユー・ゴーぐらいのことでやってもらわないともう全然成り立っていきませんよ。

実は、この間も財務大臣のところで出された機械的試算にも、実は二十二年年度でやったこと以外のことはもう一切やめるという前提でもこれぐらいの借金になるというのを機械的に財務省で出された、資料も出ているわけでございますので、本当に今度の中期財政フレームを作るときにはこれはもうばさつとやるといような気持ちでやっていただきたいと、こう思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 財務省が出すと言ったので私も止めませんでしたが、この影響試算というのを見るたびに頭が痛くなるというのが率直なところ。

今おっしゃったように、機械的という意味は両面機械的で、つまりは今の政策をそのまま単純延長ですから、このままだとマニフェストの追加分が入らないことになるわけでありまして、そういうことを含めて、先ほど申し上げたように、マニフェストとの関係でいえば、まず一番大きいものをどういうふうな二年度度していくかということをお考えなければならぬかと思っております。それから、直接のお答えになるかどうか分かり

ませんが、やはり政治的に言えば、もちろんマニフェストを実行することはお約束ですから最大限努力を続けていくのは当然ですが、あえて言えば、この十年、二十年の日本の成長が止まった状況、私はやはり戦後四十年たつてあのバブルを体験して、そのバブルの崩壊の中で、その辺りから日本がいろんな意味で上昇過程から下降過程に入っている。

私は持論で四十年間の周期説というのを持っています。明後維新から四十年で日露戦争、そこまで坂の上の雲を上り続け、日露戦争が終わった一九〇五年からわずかに四十年で太平洋戦争で負け、そして、あの焼け野原から四十年でバブル直前のジャパン・アズ・ナンバワン、二十一世紀は日本の世紀だと言われるところまでは持ち上がったわけですが、そこから下降に移って約二十年たつてると。その状態をどのようにして立て直すかと。

私は、今回の政権交代も大きく言えば、個別にはいろいろ、中川さんも言われていたように、手品がどちらがうまくいったかというは別としていろいろありますけれども、大きく言えば、やはり二十年間の一種の閉塞感が国民の中にあつて、そこがあるエネルギーとなつて今回の政権交代が誕生したと思っております。そういう意味では、このエネルギーを一番生かすことの目標は、二十年間の停滞をいかに、四十年続けるのではなくて、ある種のもう一度坂の上を目指す方向に変えられるかどうかだと思っておりますので、そういう大きな目標を持った上でのマニフェストをどのようにその中で矛盾しないように当てはめていくかと、そういう形で見ていきたいと思っております。

ですから、なかなかこれだけを見ても、これだけの収入でこれだけの税ということではなかなか成り立たないので、また、時間は短い、六月ということは決して長くはありませんけれども、やはり先ほど来申し上げているように、どうい

のに選択と集中で財源を投ずれば成長につながるのか、あるいはルールをどう変えればいいのか、そういうことをやはり今も既にいろいろ与野党を超えて議論が始まっていますが、やはりその部分がないと、単に削る削るだけの延長上でも何とか息絶え絶えに生き残ることはできるかもしれないけれども、反転攻勢にはならないだろうと。

私の足下の財務省は、言うまでもありませんが削るのがもう一つの使命だと考えているところですから、それはそれで、使命は使命でいろいろ試算をすることは大いにあつていいんですが、それだけでは多分日本は同じ道を、反転攻勢までは行けないだろうと。反転攻勢を行く道を何とか見出したいということで、これもまさに超党派ではないアイディアがあればお互いに出し合つて、場合によつたら共通の場で議論することもあつていいのではないかと私自身は思つております。

○林芳正君 今日日は財務大臣ということで質疑をさせていただいておりますが、菅大臣は同時に経済財政担当大臣、また副総理で、国家戦略担当大臣……（発言する者あり）ですね、副総理でいらつしやいますから、作る方ですね、成長戦略を、それも深くインボルブされておられると思いますので、後ろに今座つていらつしやる財務省の諸君にはきつちりやつぱり切る方の仕事をやっていただいて、一方で、あつちの方で成長戦略をびしつと作つて、スクラップ・アンド・ビルドを一人でできるという今物すごい立場におられるわけですから、きちつとやつていただきたいと思いますが。

そこで、中長期の成長戦略について前回少し所信のときにやらせていただきましたので、こつちの切る方の話で、右側の、どうやって切るのかというのをマニフェストをお作りになるときに大分細かくやられているんですね。公共事業一・三兆円、七・九兆円分ですね、これはかなりコンパクトから人へという勢いで大分やられたと思うんですが、全く手付かずなのが実は人件費なん

ですね。これは制度上、国家公務員の労働基本権という制約もあり、なかなか難しいこともあるんですが、ここが全く手付かずだということ、それからその下の六・一兆円、これは庁費、委託費、施設費、補助金、補助金が四十九兆でほとんどなんです、その中からこれぐらい出すと。広い意味ではここを大分、この間も概算要求出し直すときの査定の一兆円分と、さらに仕分でおやりになったものの反映の〇・七兆円ぐらいはこの辺だと、こういうふうな理解をしますが、この辺をもう少し、やつているところとやつていないところとかなりばらばらになっているところがあると思います。

その中で、この六・一の中に、よく選挙の前に議論をしておりました、いわゆる天下りが行つている独立行政法人、特殊法人、公益法人などへの支出が十二兆円あるということが論争になっておりました。我々あのときテレビの討論会いろいろなところへ出ていって、十二兆円というのは確かに天下りの人が行つているところに出ているお金だけれども、教育ローンとかそういう元々のお金なので、このうちの人件費というのはもう数千億ぐらいしかないんですよということを反論いたしました、しかしなかなか、さつき中川さんおつしやつていられるように、ああ、こんなにあるのかというところで、じゃこれ、ここをやれば出るんじゃないかというようなイメージになつていたと思います。

実際に政権を取られて、これをどうするのかというのを我が党の衆議院の谷さんが、質問主意書だつたと思いますが、聞きますと、これ調べてどうだと、数字はですね、調べたらどうかという質問に対しては、お尋ねの天下りに該当する者の数及び金銭の交付の総額については、これらの再就職のすべてについて府省庁によるあつせんの有無を確認する必要があります、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難であると、こういう答弁書が出ていられるんです。要するに調査

しない。

そうすると、マニフェストに書いてあるんだからやつぱり調査をして、どこの部分は切れるのか、この十二兆円のうちですね、やらないこと、こつちの右側のところは全く進まないということになつてしまふんではないかと、こう思います。が、財務大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣（菅直人君） 私がすべてをそのレベルまで承知しているわけはありませんが、少なくとも今膨大な時間が掛かるということをしり上げたいのは、その該当する団体が今言つたようなことで区別できないということで、逆に言えば、元々の衆議院の予備的調査の範囲ということであれば、少なくともどの法人にどういう金額が出ていると、それからどう切れるか切れないかについては、まさに今事業仕分等で、これまでの努力では必ずしも十分なところまで捻出できておりませんが、今後の努力でそこからの程度のもので出てくるのか。

昨年五月に公表された衆議院の予備的調査に基づいて、いわゆるこの十二兆円ということの数字を出したわけです。この調査では、国家公務員の再就職者がいる法人すべてについて、法人に対して行つた金銭の交付の合計金額を取りまとめたものが十二兆円と、調べたのは衆議院の予備的調査で調べたわけです。

これは、作業の責任者は多分行政刷新担当大臣になると思いますが、そこはちよつと私が、それであれば数字が出るかと言われると、そこまではちよつとお約束できません。ただ、範囲は限定されれば、こういう答弁にはならないと思います。

一方、この質問主意書、谷先生からの質問主意書は、政府の定義による天下りに該当する再就職者がいる法人ということでの御質問であつたもので、つまりは、政府が天下りというのを一定の定義で言つておりますので、この衆議院の予備的調査の国家公務員の再就職者がいるすべての法人というのと範囲が変わるわけです。

○林芳正君 実は、衆議院だと思ひますが、原口総務大臣が調査するとお答えいただいているんです。どれぐらい掛けてやるかというのは、そのときにまだいつまでというのは出ていないんですが、総務大臣のところでおやりになるということであれば、それはそれでやつていただいてもいいと思うんですけれども、やつぱりこの財源を出すというところであれば、総務大臣のところが行革という視点でやられるのと同時に、やつぱり菅大臣のところでもどれぐらいこの財源として想定できるのかというのは、この中期財政フレームをお作りになるときに、いや、また時間が掛かるから、この十二兆円の中でまだ後から出るかもしれないという説明はもう通らないと思うんです。

取りあえずはそういうことです。

○林芳正君 そうしたら、質問の仕方を変えて、この質問主意書の、当時予備的調査を衆議院でやられて、民主党さんがやられたときの定義でこれ

だから、これぐらいは今から仕分出すけれども、それ以外は、もうこの十二兆円のうちの大半は財源にはならないということをやっぱりはつきりさせて財政フレームを作ることが真摯なやり方だと思ふんです。

今、厚労大臣をされておられます長妻さんは、これは二十一年の二月ですからまだ野党時代でございますけれども、こういうふうにおっしゃっているんですね、麻生さんのやり取りで。

そういうところに、例えば、これは民主党の予備的調査ですけども、平成十八年度、四千六百九十六法人に、今、国からだけで二万六千六百三十人が天下って、一年間に十二兆六千四百七十七億円税金などが流れている。随意契約というものも非常に乱用されているわけでありまして、補助金、委託費をもらっている団体もあります。そういうところに、当該省庁の、監督官庁であるOBがほとんど天下っていく。持参金型天下りというものもあります。ですから云々と、こういうことをおっしゃっているんで、多分それをいろんな報道でも、テレビでもおっしゃっておられた。

ですから、このマニフェストを見たときに、なるほど、そういう構図があるんなら、この十二兆円のうちのかなりの割合は財源として出てくるんではないかというふうにやっぱり受け止めたと思ふんです、国民は。

ですから、そういうふうな、マニフェストにきちっと十二兆円と書いてありますから、このうち幾らかというものは、少なくとも中期財政、次のマニフェストまでには、大体この中の幾らかはこうでしたということは明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 私も野党時代にいろいろな場面ではいろんな発言をしておりますが、一つは、個別には非常に無駄があるところは私も感じているところはあるんです。よく言われるように随契とか、あるいは過大な公共事業なんかでも単品で見ると倍も三倍も費用が掛かったようなところ

が明らかにあるわけです。それが全体としてそういうものの積み上げでどういう数字になるかというところは、まさに行政刷新を中心にやらなければならぬわけですけども、六月の中期財政フレームですべてをあいまいなままでやるつもりはありませんが、どういう切り込み方があるのか、今、枝野大臣もかなり頭を悩めておりますけれども、そういうことを含めて努力をしなければと。

ついでに若干の、まあ余り愚痴のようなことをこの場で言うことはないんですけども、全部が絡んでいるわけですね。例えば、国家公務員法の改正の問題もあって、例えば定数一つにしても、私も実は不勉強だったかもしれないんですが、財務省の定数は一本かなと思つたら、国税庁の定数と本庁は違っていますし、そうするとこつちからこつちへ流用できるのかできないのかとか、御存じのように、少しグループにしてある程度降格人事というのかそういうこともやって、その代わり、ある程度の年齢までそのまま退職をしないでいるも

らつていいというふうにしたくても、それをやるにはそういう法律改正が必要であるとか、そういういろんなものがすべてリンクしております。必ずしもそういう法案が、予算の方はしっかり議論していただいておりますけれども、そういった関連法案が余り進んでいないところもあって、余りですから言うとう愚痴のように聞こえるかもしれません。本当にもうちよつとというか、もう相当の努力をしなければいけないと思つていますけれども、そういう問題の超えなければいけないところもあります。

いずれにしても、六月には、今、林さんが言われた期待どおりのものが出るかどうか、そこまでは行かないかもしれないんですが、少なくとも、何かあいまいなままで適当な数字を並べるとい形はしないでいきたい、したくないと、こう思っています。

○林芳正君 是非、野党時代の切れ味の鋭い背さ

んに戻っていただいてやっていただきたいと思うんですが、愚痴を言いたい気持ちには私よく分かります。八月に討論しているときに、もう本当に私は愚痴言いたい気持ちで、今と逆転していますから。

制度とか法律とかというのは別に秘密じゃないものですから、このマニフェストを野党のときにお作りになったときも、分かっている方は分かっているかと思うんです。ただ、それほど細かく御理解をいただいてない方もいらっしゃるんで、こういうの出るだろうということでしたけれども、実は、与党に、与党というか政権党に入らないと分からない数字というのはないんですね、全部出ています。例えば、特別会計でも独立行政法人でも、この十年間、我々一生懸命財務諸表と

いうのを作つて、バランスシートもPLも全部出していきますから、どの特会のどの積立金が幾らある、なぜこれだけ積まなきゃいけないのかというのは分かるんです。ですから、私はテレビの討論会で、どの積立金やどの剰余金を幾らずつやるからこれになるんだということを出してもらえば我々も議論ができま

すよということは何度も申し上げましたけれども、大体二百七兆なんので一割で何兆だと、これで終わり。十二兆行っているから、このうちかなりの部分は出てきますよと。そこから全く議論が深まらなかった。

ですから、今度は我々が野党になりましたけれども、当時の民主党さんがおっしゃったようなことは言わないようにしますよ、それは。しかし、今度は与党側になられた、政権党になられた皆さんの方がこれと同じじゃもう逃げられないと思ひます。ですから、それはしつかりと、これ変えたつて、今まで分からなかったということ、総理はもう何回もお断りになっていらつしやいますから、もう一回断るのももう余り抵抗ないと思いますので、これ直してもらつて、現実的なものをやっぱり作つていただきたいということを重々申

し上げて、お願いをしておきたいと思ひます。税法もありますので、税の議論を少ししたいと思ひますが。

暫定税率の議論が先ほどございましたけれども、国会でのいろんなうつぶんを先ほど愛知先生大分晴らしていただいたと思うんですが、税調について少し御言及があったんで、私も幹部会というインナーミタいのもののメンバーだったことでもあります。あのときはきちつと小委員長なり税調会長に一任を取つて、一任を取つた中で、じゃ、最終的に税調会長がどういう裁定をするかということを経部で相談しよう、これが幹部会だったわけで、それは峰崎先生も御存じのことだと思ひますので、密室に入つて何かそこで全部決めていくということではなくて、デュープロセスがきちつとあつて、最後にこの範囲で、一任するという範囲の中でやつていたということを申し上げておきたいと思ひますが。

その中で、この間予算委員会でもやらせていただいたんですが、暫定税率について総理が衆議院でいろんな御提案があったんでこういうふうになつたという御答弁をされておられたんで、私はそのことについて具体的にはどういう方のどうい

う御提案ですかということを聞かせていただいたら、総理からは、世論調査やそれから各マスコミの論調、それから町の声だと、こういうふうな御答弁があったんですね。私はびっくりして、そういうのは日本語では余り御提案と言わないんじゃないかということで取り消されますかと言つたら、取り消さないと言ふんで、まあそんな細かいことで争つてもしょうがないんで、そういったしましたけれども。

この暫定税率の経緯を私も報道で承知しておりますと、この三つ以外に少なくとも与党といひますが、民主党の党の要望というのはあったんではないかと思ひますけれども、総理の答弁からはこ

しょうか。大臣、どうぞ。

○国務大臣(菅直人君) 実は当時、私は国家戦略担当という立場で、マニフェストの大物とか、項目についての予算の調整を総理から言われ、あるいは当時の藤井財務大臣からも、この分は菅さん、間を取ってくれと言われてやっておりました。

実は、この暫定税率の問題も関係閣僚の間では相当もう煮詰まっております、すべての項目を一斉に決めるつもりでしたので、表には出さないのであります。その段階で、もう既に何らかの形で、環境税との振替がなかなか時間的にも無理なので、少なくとも何らかの形である程度の水準残さざるを得ないというのを実は関係閣僚では実質的には合意をいたしております。

そういうある段階で、党の方からいろいろと国民的な意見を伝えたいということで、小沢幹事長を中心に官邸に求められた場面があったことは皆さんも御承知だと思っております。その中でも暫定税率のことが入っております、それを受け止めて、最後の段階では実は私が関係者と、これは必ずしも暫定税率だけではありません。高校の無償化の問題も子ども手当の問題もいろいろと大臣間の間である種の対立がありまして、それをA案、B案という形にまとめて、それぞれの項目について最終的に総理の判断を仰いで、その結果があった暫定税率の扱いになったわけです。

ですから、その過程の中で、党から小沢幹事長を含めて来られて、そのペーパーも出ておりますので多分目に留まっておりますと思いますが、あったことは事実ですが、そのときの言い方が、小沢幹事長はたしか、これは国民的な声を受けて意見として伝えるんだという趣旨でありました。

ですから、総理がわざわざそのことを無視されたというよりも、それも含めて国民の意向を党からも聞いたという意味なのかと私は解釈をしております。

○林芳正君 政策決定の透明性ということを随分

おっしゃっておられるので、今おっしゃられた閣僚間である程度の暫定税率に関しての意見の集約みたいなものと、それから党から求められた要望、これは暫定税率の維持とそれから子ども手当の所得制限というのが入っていたと思いが、そういうもの、そして最終的にそれを受けて税調でどういう結論をなされたかというのは、議事録みたいなものを見れば全部掲載されているということでもよろしくございます。

○副大臣(峰崎直樹君) その点は今、菅大臣からお話があったように、いわゆる税調の会合の中でいろいろ議論があったところについて、実はこれは企画委員会という場がありまして、企画委員会で実は議論の整理をしようというところ、税調の総会で決まったことは、その場合に実は会長、会長代行、この三人に最終的には一任するという、そういう手続上のルールは作っております。

そういう意味で、先ほどマニフェスト玉というふう到我々は呼んでいたんですけれども、今申し上げたことについては、これは企画委員会の会長、会長代行、菅財務大臣は当時は会長代行だったですから、そこは藤井会長が菅会長代行にこの点はみんな一任しようということで整理をしております。この点については、議事録はこの点は残っております。この点は間違いなく、それは、そういう議事録を作ることにはなっておりません、その段階においては。

○林芳正君 企画委員会という現実的な議論があつて、ただ企画委員会のところの議事録はないという点だということにお聞きしましたので、そうであります、企画委員会にかなり包括的に委任をされておつて、実質的なことがそこで、暫定税率どうするかみたいなことはその議論で決まっております、そうすると、国民から見ると、企画委員会の議事録をききと出してもらわないと、どうしてこうなったのかというのは後から検証できないんじゃないかと思いますが、いか

がでしょうか。

○副大臣(峰崎直樹君) この点、実は企画委員会は、終わった後に記者に対するブリーフィングは、もちろんやっていただいておりますが、我々は、この点について、じゃすべてオープンにするかという点についてはかなり議論したわけでありましたが、かなりこの点はいろいろな意見の違ひみたいなものをそこで最終的に調整する場であると。これは、御党が税制調査会をやられているときも、インナーの会合というのはこれ全然外に出ないと同じように、最終的にはそこは同じだと思っております、形態は。

ただ、違うのは、先ほどから何度も言っているように、職務権限のある人間が議論をして、そしてそれが国会で答弁責任を負う。しかし、私も経験しているように、自社政権のときもインナーに入つて最終的に議論しましたけれども、その点についての説明責任は、実は、決めることは決めたけれども、最終的にそれは国会の場では私の方から逆に質問しなきゃいかぬような立場に立つような、そんな状態だったので、その違い。つまり、一元的な決め方と二元的な決め方というのは、やっぱり一元的に決める方が私はいいんじゃないのか。最後の最後のところにおける決め方は、これは全部情報公開の対象になるということになると、これはちよつと無理があるのではないかと、私はそう考えています。

○林芳正君 この問題はまた、仕組みですのでゆつくりやりたいと思います。

ちよつと感想を言わせていただければ、普天間問題の方がよっぽど情報公開は進んでいるんじゃないかと、各大臣がいろいろなことをおっしゃっていますから、それに比べて、やっぱりこの税の方は包括的に企画委員会で決まっちゃっているという印象が非常に強いなということだけ申し上げまして、質疑を終えさせていただきます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます

す。大変お疲れさまでございます。あともう少しでございますので、よろしくお願ひします。

私の方は少し大きな議論をしたいというふうに思いますけれども、タックスハイブン税制について質問をいたします。

お手元に資料を配っておりますけれども、タックスハイブンというのは租税回避地のことでございます。所得隠し、税金逃れ、マネーロンダリング等々に使われる地域のことでございますけれども、このタックスハイブンの地域には、民間調査機関によりますと、年間五兆ドルから七兆ドル、日本円にしますと四百五十兆から六百三十兆ぐらいですけれども、の資金が流入して、このうち三十兆円が税金逃れで集まっております、その脱税額は世界で六兆円に上るといふ調査もござります。日本からもこの租税回避、税金逃れをねらつたお金が七千億円も流れ込んでいるといふふうな報道もござります。

今回、リーマン・ショックの金融危機では、単に租税回避とか脱税というだけではなくて、例の投機マネーですね、タックスハイブンがその投機マネーの温床になっているといふふうなことも指摘されている中で、G20、G7でもこのタックスハイブン問題が議論になったところであつたといふふうに承知をしております。

まず、民主党政権のこのタックスハイブン対策に対する姿勢について、まず大臣一言、G20、G7等の議論も踏まえてお願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(菅直人君) 今の御指摘は、大門議員からあつたように、世界的な金融危機を契機として、いわゆるタックスハイブンへの不透明な資金の流れがある意味でこういう危機をより増幅しているのではないかと、そういう問題意識も背景にして、G8、G20等の一連の国際会議においてこうした税に関する情報の交換の重要性が確認されたものと承知をしております。

こうした国際的な流れを受けて、我が国としても、今般、平成二十二年度税制改正において、外

のですから、どうしても日本で設定したその二五%がやや高過ぎる。それで今回二〇%まで下げたので、私はもう一方で国際的な租税の引下げ競争みたいなものをどこかで止めないと、少なくとも先進国で止めなきやいけないんじゃないかなと思っているんですが、最近はどうも情報交換とい

うか透明度さえあればいいというような意見があるんですけど、余りとめどもなく下がついていくと、これは法人税収というものもやっぱり一定の税収を稼いでいますので、そこはもう少しちよつと、私は、個人的な見解ですが、G7とかG20な

どでこの種の議論も少しした方がいいのではないかなと、こういうふうには思っています。

○大門実紀史君 要するに、この一枚目の表でいきますと、この真真中に二五％以下の国に外国子会社があればこのタックスヘイブン税制の対象になるんですけども、真真中のこの適用除外の、きちつとやっているところは除かれると、このき

ちつとやっていることを証明するのにいろいろな実務が、企業負担があると。今度、中国、マレーシア、ベトナム、韓国等々で引き下げられたと。そ

うすると、そこでやっている人たちがこれに該当してしまふとの実務負担が生じると。それを軽減するためだということはお聞きしておりませう。はじめにやっている海外進出している企業の子会社の実務負担を軽減することは私も重要だと思ひ

ただし、この措置は、逆に言うとペーパーカンパニーが実はこういうところにも存在しておりま

して、資料もお付けしておきましたけど、結論だ
け申し上げますと、この間、こういうペーパーカ
ンパニーといいますか、この合算課税、タックス
ヘイブン税制が適用されるところですね、これは
全体としては増えております。三千五百六十四社
まで増えて、年間二百社ずつ増えている計算です

ね。特に、今回の対象となっている中国、マレーシア、ベトナム、韓国というのはペーパーカンパニーは少ないというふうに言われておりますが、

ただ、この間でいきますと非常に増えている地域なんです。絶対数でいきますと、中国は平成十八事務年度十一社だったのが今六十四社、中国、マレーシア、ベトナム、韓国四か国でいきますと三十社だったものが八十九社ということで、二年間でこういう対象になる国、税金をもう会社が増えているわけでございます。世界的にいきますと、この二年間の増え方でいくと、中国はパナマ、ケイマン、シンガポールに次いで増え方が多いという点で、要するにペーパーカンパニーが増えている地域でございます。

そういう企業負担をなくすという点はよく分かるんですけど、この措置によつてそのペーパーカンパニーは税額がゼロになつてしまふということが生じるわけなんですけれども、そのところの対策はいかがされておりますか。

○副大臣(峰崎直樹君) 御指摘のように、法人実効税率で、私も調べて、今、先ほど中国がこの適用対象となるのが六十四になることは増えています。ただし、全体として中国は指定外国子会社の数は千五百五十二で、それで適用除外の数が千四百八十八で、かなり数大きい中において、六十四が大きいのか少ないかは別にして、比率的にはまあ少ないのかと思つていますが、しかし、御指摘のように、そういうやはりある意味では税逃れといえますか、そういうものに対して対応の仕方について、もう一つやはり我が国企業がこの国際租税回避行動に対して、外国子会社などの合算税制のほかにも移転価格税制とかそういうものもございますし、さらに執行面で、先ほども申し上げましたように、各国との間の租税条約を結んでおりました、そこでは、先ほど税率の引下げ競争だけじゃなくて、最近はいわゆる情報交換を積極的にやつて、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料情報の収集に努めながら今御指摘のような点についてのある意味では対応を、制度面それから執行面、両方からやはり今努力をしているというのが実態だと思つています。

○大門実紀史君 今回の措置がペーパーカンパニーが急増している地域を対象に、その規制を外すということになりますから、逆に今増えている地域ですから、ペーパーカンパニーづくりが促進される危険性もございまして、是非、今おっしゃったことだけじゃなくて、何らかの手を打たないと何年か後に増えてしまつていたなということになりかねないんで、そこは御注意をお願いしたいと思つています。

先ほど峰崎副大臣が言われたように、この背景にはアジア諸国での法人税率の引下げ競争がございまして、それに合わせてやつていくともう何といいますが歯止めなくこのトリガー税率も下げなければいけないということになりますし、逆にトリガー税率を下げるによつて各国もまた法人税を下げなきゃならないという面もございまして。

例えば、オランダでは、前回ですかね、この移転税制のときに質問で取り上げたかとも分かりますが、オランダの例をあつとき申し上げましたけど、オランダは、要するに、法人税が二〇〇六年の当時で二九％だったのを二五％以下にしようといつたんだったんですけど、二五％以下になると、先ほどのタックスヘイブン税制が日本の場合ですと二五％以下は掛けちゃうということになるんで対象になつてしまふと、それで、二五％じゃなくて二五・五と掛からないぎりぎりのところに抑えたというのがあるんですね。これは日本企業、日本の商工会から意見が出たということですね。

そうすると、やつぱり二五％だったからオランダの場合は二五・五以下に下げなかつた。今度下げちゃうと、オランダだけじゃありませんから、ほかの国ももつと法人税を下げていいんだと、こうなるわけですね。両面あつて、法人税の引下げ競争に拍車を掛けるんじゃないかというふうに思つています。

この辺のところは、もう峰崎副大臣が問題意識をおっしゃつていただきましたけれども、私、財務省といつても大蔵省の基本姿勢というのは元々きちつとしていたんではないかと、この問題に關して言えば、もう九八年の段階にOECDが租税競争報告書というのを出してあります。これは、有害な税の競争、起こりつつある国際問題報告書というものでございまして、これは日本政府とフランス政府が中心になつてまとめたものでございまして、当時の大蔵大臣もまとめた結果に対して大変評価された報告書でございまして。

このときの背景というのは、九八年ですから、九七年にあのアジア通貨危機が起きて、金融問題が今と同じぐらい大問題になつた時期でございまして。そのときの投機マネーの温床になつていたのがタックスヘイブン地域だと。だから、きちつとやらなきゃならないと。しかも、税の引下げ競争は有害だといふうなことをわざわざもう九八年の段階で大蔵省、財務省もかかわつてまとめたわけですね。

また、この報告書の中では、もう既に今心配されているような可動性の高い、動きやすい経済活動を取り込もうと各国が減税競争をすると、結局その国の税収減になつて個人所得税とか消費税の増税にならざるを得ないということをやこの報告書の中で指摘しているわけでございます。

ちよつと心配なのは、財務省は、今の財務省はこの九八年のOECD、当時の大蔵省もかかわつたこの報告書を今どう位置付けているのか、これをちゃんと継承しようとしてるのかどうか、ちよつと今の姿勢をお聞きしたいと思つています。

○政府参考人(古谷一之君) まず、私の方から事実関係だけ答弁をさせていただきます。

委員が御指摘いただきましたように、金融等の足の速い所得を誘致することを目的とした有害な税の競争についてOECDの有害税制フォーラムで議論が行われて、一九九八年の基準でタックスヘイブンの判定が四つございまして。そのときに、御指摘ございましたように、金融サービス等

の活動から生じる所得に対して無税若しくは名目的課税をしていることというのがタックスヘイブンの判定基準の一つにございましたが、その後、OECDでの議論は、すべての国は税を課するか課さないかを決定し、適切な税率を決定する権利を有するということで、この無税若しくは名目的な課税という基準がタックスヘイブンの基準から外れまして、二〇〇一年の時点では、このタックスヘイブンのとらえ方が、先ほど副大臣からも御答弁ございましたが、情報交換の在り方に焦点が移行してございまして、実効的な情報交換が欠如している、税制の透明性が欠如していると、こういったことで、タックスヘイブンを評価しようということとOECDでの議論は変遷をしてきてございまして。

○大門実紀史君 聞いていない。そんなこと聞いていない。

○副大臣(峰崎直樹君) それでは、今の事実関係は、九八年の基準で、これはたしかOECDの当時のこの担当は、実は責任者は財務省から出て今御指摘のあつた点をつくり上げたわけですけども、実はその三年後に今申し上げたようにウエートの置き方が変わってきたわけです。

私は、ちよつとまだこれは十分内部で意思統一をしているわけではありませぬし、実は国際課税の在り方は最も私たち民主党の中で非常に今まで弱かつた、弱点だったというふうに思つておりまして、今、神野委員長の下で国際課税に対する小委員会もやがて設けなきゃいかぬということ、これも我々の課題だといふふうに思つておりますが、私は、多分これからG7、G20の中の議論の中で、例えば最近でいいますと、スイスに対するいわゆる課税情報を出せとか、今までは守秘義務が固かつた、あるいはドイツはリヒテンシュタインというところに課税逃れをしていて、これが実は情報があつたり明確に出てくるというふうには、非常に透明度が高くなつてくるという傾向は一つあるのではないかなと。

しかし、そうはいっても、いわゆる弱小、小さな国が、ある意味ではこういう非常に税率の低いあるいはほとんど税が掛からない、そういうところで自分の国の、何といいましようか、生き様を、生き方を、そういう考え方で企業を、金融機関を導入してくるというような例も依然として残っていて、この辺りの駆け引きというのがこれからの国際的な金融関係の税制に関しては非常に大きい問題だというふうに思っています。そういった点はしっかりと我々もウオッチして勉強していきたいなと思っています。

○大門実紀史君 いや、もう日も暮れてまいりましたので早く終わりたいと思っただけですけど、そういうつまらないことを、聞いてもないことをべらべらしゃべるから言わなきゃいけないんだけれども、僕が言っているのは、税の引下げ競争を、じゃ、何ですか、税の引下げ競争は財務省としては認める方向になったの。聞いたことに答えなさいよ。もう呼ばないよ、本当に、そんなこと、つまらないことを言うんだしたら。

もう最後です。最後に大臣にお聞きいたします。つまり、法人税の引下げ競争を国際競争力という名目でやり続けると、結局はもう各国が際限なく、言え、もう限りなくゼロにしちゃおうというようなことになってしまわうですね。そうすると、ほかのところに税の負担のしわ寄せが来ることになりまして、これは合成の誤謬だと私は思うわけですね。

これは、実は、そういう方向じゃない方向で考えるべきだというのが自公政権のときの政府税調の中でも相当有識者から意見が出ているんです。もう足の引っ張り合いになると。だから、税の引下げ競争について方向転換をすべきだというふうな、今度参考人であられる青山先生なんかもそうですけれども、そういう方向になっておりますので、是非そういう、これは国際協調が必要ですよ、ね、そういうことをみんなでつくっていかなくやならないと。そういう国際協力も含めて必要なんですから、是非ともそういう方向で、国際的

な努力を含めて、もう税の引下げ競争を永遠に続けるのはやめていくというようなことを日本がイニシアを取って、国際協調も含めて考えてもらいたいと思いますが、それを最後に菅大臣にお聞きして、終わりたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 大変いい議論を聞かせていただきました。

法人税については、先日も総理が、どちらかといえばやや他の国に比べて高いので、それは考えなきゃいけないと。どうしても国際競争というところに重点を置いた議論が一般的には多いわけですが、国際協調の中で適正な水準というものがあのか、今日の議論も聞かせていただきました。で、十分、税調の専門委員の皆さんの御意見も聞きながら、そういう可能性も含めて検討をしていきたいと思っています。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(大石正光君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大石正光君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにより御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔参照〕

(愛知治郎委員資料)

両院議長あつせん

平成 20 年 1 月 30 日

- 1 総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする。
- 2 国会審議を通し、税法について各党間で合意が得られたものについては、立法府において修正する。
- 3 1. 2 について、両院議長の下で与野党間で明確な同意が得られた場合は、いわゆるセイフティネット(ブリッジ)法案は取り下げる。

自由民主党幹事長

河野 洋平

民主党幹事長

鳩山 由紀夫

公明党幹事長

石原 一雄

日本共産党書記局長

市川 忠義

社会民主党幹事長

重野 安正

国民新党幹事長

龜井 久

(口説)

年度内に一定の結論を得るとは、衆参両院で総予算及び歳入法案の従来の審査の慣例に従う趣旨である。

森次義郎
大島良博
島原憲博
大漆小西
小北木

平成二十二年三月三十一日印刷

平成二十二年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K